

## 第5回農業ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年11月13日（水）9:00～12:24
2. 場所：中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：  
（委員）金丸恭文（座長）、岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、  
浦野光人（座長代理）、滝久雄、長谷川幸洋、林いづみ  
（専門委員）北村歩、本間正義、松本武、渡邊美衡  
（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官  
（関係団体）全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会
4. 議題：  
（開会）
  1. 農地の活用・保全における農業委員会の在り方について  
（全国農業会議所からのヒアリング）
  2. 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方について  
（全国農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会からのヒアリング）（閉会）
5. 議事概要：

○大川次長 それでは、定刻でございますので、第5回「規制改革会議農業ワーキング・グループ」を開催させていただきたいと思っております。

皆様方には、御多用中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日、所用により、田中専門委員は御欠席です。

また、本日は、岡議長、大田議長代理に御出席いただく予定でございます。

それでは、開会に当たりまして、金丸座長から御挨拶をいただきたいと思います。

座長、よろしく願いいたします。

○金丸座長 皆様、おはようございます。

本日もお忙しいところ、御参加くださいますと、心より感謝申し上げます。

本日の議題は2つでございます。

まず、1つは、テーマ「農地の活用・保全における農業委員会の在り方について」。

「農地の活用・保全における農業委員会の在り方について」は、全国農業会議所の方々からヒアリングを行わせていただきます。

また、農地流動化を促進する観点からも、農地の権利移動の迅速化を進めるべきではないかと考えており、是非建設的な意見交換をさせていただきたいと存じます。

2つ目のテーマでございますが「農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方について」でございます。

「農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方について」は、全国農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会の方々からヒアリングを行わせていただきます。

組合員のために最大の奉仕をするという農業協同組合の目的を踏まえつつ、活発な御議論を頂戴したいと思います。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○大川次長 どうもありがとうございました。

それでは、報道の皆様には、御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、これからの進行は金丸座長をお願いいたしたいと思います。

座長、よろしくお願ひいたします。

(全国農業会議所入室)

○金丸座長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、まず「農地の活用・保全における農業委員会の在り方について」ということで、全国農業会議所からの御説明を頂戴し、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、全国農業会議所から御説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○全国農業会議所(柚木事務局長) 皆さん、おはようございます。御紹介いただきました、全国農業会議所の柚木と申します。本日は、大変貴重なお時間をいただきまして、感謝申し上げます。

皆さんのお手元のほうに「農地の活用・保全に向けた農業委員会組織の取り組み」ということでお配りをさせていただいております。これをもとに簡単にポイントを絞って説明させていただければと思います。

おめぐりいただきまして最初のところに、私ども農業委員会の組織としての農地と担い手に向けたいろんな取組を行っているわけですが、地域の農地と担い手を守り生かす運動というのを3年ごとに見直しをしながら進めておるわけですが。

組織の基本的な理念としては、ここにありますように「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる“かけ橋”」として取組を行っているところでございます。

基本的な活動ということでは、24年度から行われています人・農地プランの作成・推進とも関連して、しっかりと踏まえて対応していくということなのでございますけれども、1つは、現地の農地の利用の状況をしっかりと点検して基本台帳等の整理に結びつけていくということが1点目でございます。

もう一つは、そういう取組をもとにして、農地制度の厳正な執行、遊休農地の発生防止・解消、農地の利用集積の取組ということでございます。

制度の厳正実施の関係につきましては、とりわけ農業委員会の総会・農地部会等、これは公開でやっておるわけですが、より詳細な会議の議事録の作成・縦覧等

にも努めてまいっておるところであります。

遊休農地の関係につきましても、所有者等に対する指導を徹底していくということでございますし、また、それと関連しながらも、認定農業者等、これは各市町村の段階で農業で頑張っていこうという方の計画を認定して、認定農業者、全国今24万経営体ございますけれども、そういう方々に焦点を当てた担い手の農地の利用集積の促進を図っておるところでございます。

大きい3番目といたしましては、農業者の意見の公表・建議等を通じた積極的な農政推進ということで、農業者の代表としての機能を有しておりますので、その取組をさせていただいているところでもあります。

こういう活動を進めていくための組織的な観点での改革事項としては、1つは、農業委員さんでございますけれども、今、3万7,000人の農業委員の方々がいらっしゃるわけでございますけれども、各集落、地域単位の地区担当制を整備してやっていくということと、なかなかソフトな取組でございますので、活動が目に見えにくいという点がございます。そういうことから、活動記録をきちっと作って対応していこうということで進めておるところであります。

農業委員は公職選挙法に準じた形での選挙で選ばれるわけでございますが、3年に一度ということになります。来年度が第22回の統一選挙に当たっているわけでございますけれども、市町村合併等がございましたので、全国約6割の農業委員会で改選がありますけれども、特に私どもとしては女性農業委員の選出を進めていくということで、平成8年から運動的取組を進めております。

また、昨今では男女共同参画等の流れの中で、国としてもいろんな応援をさせていただいているところでございますけれども、女性農業委員のいない農業委員会をなくしていく、一委員会当たりも複数の女性農業委員さんに誕生してもらおう。農業委員の中になかなか農業者らしい農業者がいないのではないかとということをよく言われるのでございますけれども、先ほど申し上げました農業経営改善計画の認定をされている認定農業者の方々が今約3割確保されているところございまして、これもさらに拡大を図っていこうということでございます。

農業委員会の協力体制につきましても、市町村合併等で農業委員さん一人当たりのカバーする農地面積が増えてきておりますので、集落との結びつきを強固にしながら、取組を図っているところ。

農業委員会の活動について、検証・評価、そして公表のシステムを確立して推進を図っているところということであります。具体的には農業委員会の活動計画等につきましては、ホームページ等で公表して地域の住民の方々の意見を踏まえた形で修正し、また策定をしていくという作業も進めているところでもあります。

先ほど申し上げました農地の利用集積の実績でございますけれども、農業委員会の農地流動化への関与の問題については、いろんところで議論があるところでございますけれ

ども、実体論といたしまして、年間大体15万ヘクタールぐらいの農地の利用権の設定があるわけですが、その7～8割が農業委員会の取組によって結びつきがされているというのが実情だということですので、その点をよく踏まえた御議論をいろんな場をお願いを申し上げているところでございます。

3 ページ、農業委員会の遊休農地の関係の取組でございます。これも農地法で制度化をされているわけですが、具体的な指導の実績等でございます。全体的に荒廃農地の利用の調査等を見ていると、荒廃農地につきましては約28万ヘクタールぐらいがあるという数字になっております。そのうち、具体的に解消して農地として有効利用していくものがそのうちの約半分ということになっているのは御案内のとおりでございます。農業委員会の指導の実績でございますが、ここにはございますように平成23年度で13万9,000件、指導面積としては2万1,000ヘクタールということでございます。

この点については、農地に復元すべき面積との比較でいえばまだまだ不十分でございますので、この点をしっかりとこれから対応していく。今回、中間管理機構の法案とともに、農地法の改正も出されておりますけれども、この遊休農地の解消に向けた取組をよりコンパクトにしていくというところの制度の見直しも出されておりますので、そういう点も十分踏まえながら対処していきたいと思っております。

5 ページから具体的な農業委員会の現場の取組ということで、7 事例ほど御紹介をさせていただければということでお示しさせていただいております。

1 つは、群馬県の前橋市の農業委員会の関係でございますが、いずれにしても、農地を動かすということになりますと、それぞれ農地の所有者がいらっしゃるわけですので、そういう方々の意向をしっかりと確認していかなければいけないということがございます。それは、ある意味ではマンツーマンで人的な対応が不可欠ということになります。それをもとに特に農地を自分で耕作できないので、どなたかにやっていただきたいというものについての貸出意向の農地の台帳を作って、そして、今度は担い手の側との結びつきのマッチングをしていくという、これの繰り返しですが、今、一応担い手には大体全体の面積の半分が担い手に集積されているという農林省のデータもございますけれども、そういう取組の積み重ねとして、そういう実績に結びついているということですので、これを繰り返して行って、なお、農地に対しての掘り起こし、それを受け手の方にどう知らせていくのかというところをこれからもっと丁寧に対応していく。

最近では、ホームページ等での紹介なり、前橋市の場合ですと、農地の所有者の方で、この農地は貸したいというものについては、その農地のところに農地の貸し出し用というのを設置していただくということで、住民の方もここは貸し出しを希望されている農地だというのが分かるようにされているということでございます。写真にございますように、具体的な調整活動については、地図をもとに調整の話し合いをしていくということでございます。

6 ページは大分県の臼杵市の農業委員会の取組でございますが、ここは企業参入を進め

るために、特に耕作放棄地の解消とセットで取組を進めておるといこととでございます。この点も、外から入ってくることに付いて農業委員会が障害になっているのではないかとこの御批判もあるとございますけれども、決してそうではなくて、制度的にも農業委員会組織全体として、農外からの参入の推進を長年図ってきた経緯もございませので、そういう取組をさらに21年度の農地制度の改正を踏まえて取組の強化を図っているといこととでございます。

ここにございませように、農地銀行という言葉も出てきておりますけれども、いずれにしても、出し手と受け手をマッチングさせていく、また、地域の中に十分な担い手がいらっしやらない場合は、地域外にそういうものを求めていくという取組も当然のこととして行っているところとございます。

7ページのところは、長崎県の五島市の農業委員会の例とございませして、ここも耕作放棄地がかなり出てきたところとございますが、これを解消するために農業委員さん一丸となって、まずは現地をきちっと調査して確認作業をする。そして、耕作されていない方々の農地利用のアンケートを行って、出し手情報として把握をして、担い手の確保に努めるという作業を進めておるといこととでございます。ここも認定農業者や農外からの農業生産法人等への農地の利用集積を進めているところとございます。

8ページは沖縄県の宮古市の農業委員会の例とございます。沖縄の場合、かなり本土のほうに就職なりで出られている方がいらっしやるといことと、特に不在村の農地所有者が多いといこととでございます。そのために、宮古市だけではなかなか解決ができない農地の利用調整があるといことと、遊休農地の再生に向けて、1つは住民登録外の農地所有者全員に郵便で相談会への案内状を出すといことと、この写真にもございませように、ここは関東と東海地区での在住者の農地相談をしている写真とございます。

そういうお手紙を出して、半分は返信が返ってくるのでございませけれども、届かなかったといことと未達の場合が20%、届いているのでしょゆけれども、返事がないといのが30%といこととあります。私どもが全国的に調査しても、大体こういうような比率になります。ですから、返信のある方はそれぞれ関心を持ってその後の対応もできるのですけれども、残りの半分の方々のところの農地をどういゆようにやっっていくのか、これから相続等で不在村の農地所有者が増えてくるいことを前提として、今回の制度改正の中にもその点も盛り込まれているわけとございますけれども、そういうものもさらに詰めて活用していく必要があろうかと思っっているところとあります。

あと9ページと10ページのところは、農地銀行活動といこととでございます。今回、県段階の中間管理機構の法案が出されているわけとございますけれども、以前から、各市町村段階で農業委員会が農地銀行という看板を出して、農地の出し手と受け手の調整をしていくい取組も進めてきて先ほど申し上げましたいような実績といこととになっているわけとございますが、そのためには、農地基本台帳について、これも今回、法制化の方向で法案が出されているわけとございますが、年に1回、きちっと農地の所有者の方々にお届

けをし、また確認をしていただくという作業をしております。

豊橋市の場合は、もう自ら耕作がなかなか難しいという場合は、貸出意向の希望のところも記載して出していただくということで、これをもとに農地銀行のほうで情報提供して、受け手との結びつきをするということでもあります。

同様に、京都府の京田辺市の農業委員会の例もそのようなことでもあります。ここで1つ特徴的なのは、農地の場合、出し手がいても受け手が見つかるまでの間の、いずれにしてもタイムラグがあるわけですので、その間、草ぼうぼうにするわけにもいきませんから、耕耘作業の受託制度というものもセットにして対応されているということでもあります。特に、この地域はお茶の産地でございます、お茶等の場合は、どうしても間断なく対応していかないと、一旦荒れてしまうとなかなか元に戻しづらいという点もございますので、そういった取組をされております。

最後のところは、県の農業会議の段階で農業経営者の方々のいろんなお世話役、また農業委員会とのつなぎということを推進しておるわけでございますけれども、農外からの参入に当たって、それぞれ農地の問題、先ほど申し上げました認定農業者制度等の問題、仕組み等を含めて、いろんな相談ごとに対応して円滑な農業参入を進めるということで取組を図っているところでございます。

9月13日に農水省のほうで農業参入セミナー、全国農業会議所の主催でさせていただきましたけれども、そのとき御報告もいただいた事例をここに掲げておるわけでございます。

最後になりますけれども、今後の農業委員会の組織のさらなる取組の重点ということで記載させていただいております。今、申し上げましたような取組を行っているわけでもありますけれども、いろいろ農業構造、環境も変わってきております。そういう中で、農業委員会の組織としてどういうところに重点を置くかということについて、組織的な検討を23年度に行いまして、ここにございますような6項目を掲げて今取組を行っているということでございます。

日常的な農地パトロール、これは農地を守るという観点で必要。

農地のマッチング情報の拡充ということで、これは農地を生かしていくためにマッチングと、その下の新たな農業のパートナーづくりの推進ということで進めているところでございます。

農地の違反転用等につきましても、ネットワークを構築して、地域ぐるみで適正に利用していくことを進めているところでございます。

女性の農業委員のネットワークにつきましても、現在、38の各県でそういうネットワークを作り、全国のネットワーク化も組織をしたところでございますので、女性農業委員のさらなる選出に向けた取組を諮っておるということです。

農業委委員会は単に総会等の審議の場だけではなくて、現場での実践活動があるわけでもございますけれども、なかなかそれが見えてないということの御批判でございます。その見える化の徹底を図っていこうということで、農業委員会の活動整理カードというものを

作成して公表しております。全国の農業委員会のそれぞれの個別の活動内容がどうなっているかということについては、会議所のホームページで全て公開させていただいているということでございます。

そして、下のほうに書かせていただいております。今後、この農地を守って生かす運動をさらに進めていくということの中で、これは鳥取県農業会議で今先行実施をしていただいておりますが、市町村ごとに農地白書を作って、それをもとにいろんな検討をして、担い手の問題、農地の問題を前へ進めていこうという取組を行っているところでございます。お手元のほうに農地白書24年版ということで配らせていただいております。農林省のほうの統計との御協力もいただきながら、各市町村単位のそれぞれの今の担い手と農地の状況がどうなっているのかということと、それを踏まえて、農業委員会としては何にどう取り組むかというものを整理したものでございまして、こういったものを人・農地プラン等の協議にも反映させていくという取組をさらに前に進めていきたいと思っております。

13ページのところは、今後の組織についての検討の課題ということで整理させていただいております。いずれにしても、農地の問題を扱っていく行政の仕組み、組織としての条件というものが私どもとしては4点あるかと思っております。

一つは、農地の公共的な性格から、制度運用の公正性が求められる。

もう一つは、農地が個人の財産であるということからすると、制度運用に当たっては公平性が確保されなければいけない。

そのために3点目としては、地域の農地と農業者に精通している必要がある。

4点目としては、地域の農地の確保と有効利用の推進が組織の性格として内在されている。個人個人の利益の話だけではなくて、地域全体の農地、担い手をどうするかということの基本的な考え方を持っているということが重要だと考えております。

全国で全体の農地、今、約456万ヘクタールでございますけれども、これを一筆ごとに見ていきますと、5,100万筆あるわけでございますし、460万人近い方々が所有者になっているということでございますから、それを詳細に対応していくためには、かなり人的にも地域に根差した形での対応が不可欠だと思っておりますので、そういうことからして、今の行政委員会の仕組みが今後とも必要だということで、市町村部局でできるのではないかという御議論もあるわけでございますけれども、そこはなかなか限界があるということでございまして、参考資料の中にも入っておりますけれども、平成15年に農業委員会の関係についての農林水産省の審議会での検討の場でも、そういうような考え方が示されているということでございます。

その上で、今後の我々としての検討の課題ということでいえば、選挙委員の定数の見直しということでございます。いずれにしても、そういう現場に根づいた地域に根差した活動をしていくということを基本にいたしますと、地区担当制でちゃんとやっていく。しかしながら、市町村合併でかなり広域化しておりますので、旧村単位を超えるような地区を1人でカバーしなければいけないようなところも出ておりますので、定数の問題、農業委員

としての役割なり機能が発揮できるような観点から、改めて考えていく必要があるのではないかと考えております。

制度的には、農業委員会、1つの市町村でも一定の面積を超えた場合は複数で設置をできるという仕組みがあるわけですが、なかなかその活用が十分されているということにはなっていない。これはそれぞれの市町村の財政の事情、いろんな面があるかと思えますけれども、全体的な機能の発揮という観点から、この点も考えていく必要があると思っております。

選挙権、非選挙権、公選制を準用している中身ということについては、特に選挙権、被選挙権については、21年度の改正で解除条件付きの賃貸借で参入されている法人で農業に従事されている構成員の方、農業生産法人の構成員ではなくて従業員の方、今、雇用の農業がどんどん増えておりますから、そういう方々については、今、選挙権、被選挙権が付与されていないわけですが、この点については、付与について取り組んでいくべきではないかと考えております。

公選法の準用としても、かなり地域が広域化して市町村が大きくなっている中で、事務的な観点ですが、投票記載所での候補者の氏名の掲示とか、投票管理者の資格の要件といったことも検討の課題として挙げさせていただいております。

農業委員の場合、選挙委員と選任委員とあるわけでありまして、選任委員については、議会の推薦なり団体の推薦ということで市町村長が選任をされるわけですが、特に女性農業委員につきましては、クォーター制ということでございますけれども、議会推薦枠として女性を確保するとかといったような取組、今、女性農業委員のネットワークの中で運動的な展開をしておりますが、こういう取組をさらに進めていく必要がある。

農業政策に関して、有識者なり、かなり今、農地の制度についても現場に委ねられている場面が非常に多うございますので、法律とか経営の専門家とか、さらには商工事業者、消費者の代表等も参画、推進の在り方について、さらに検討が必要だと考えております。

最後に、事務局体制につきましても、事務局職員数の確保、これも合併等の中でなかなか職員の数については減少傾向にあるのは事実でございます。その中でも、人事の異動等の中で、農業委員会への出向という形の中で、経験年数がかなり少ない場面も出ておりますので、この点について専門性を高めていくという観点から、対応策を検討する必要があるかと思っております。同時に、そういった市町村現場をサポートするシステムについても構築していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以下、参考資料として、農業委員会の制度の発足なりあらましのところについては、資料を掲載させていただいております。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。



渡邊専門委員、お願いします。

○渡邊専門委員 御説明ありがとうございました。ただいまの御説明の中で、例えば耕作放棄地、遊休農地の解消に向けて大変努力されてらっしゃる。農業委員会の1つの目的というのはそこにあるわけですが、ただ、取組は御紹介されていますが、現実の現象として見ると耕作放棄地は減らないどころかどんどん増えている。農業委員会は一生懸命やっているけれども、増えているという現状に対して、何が悪いのかとか、どうしたらいいのかとか、農業委員会は有効ではないのではないのかとか、いろんな意見が出ているわけですが、そこについて、では、これを一層解消するためにはどこをどうしたらいいのかという御意見があれば聞かせてください。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 遊休農地につきまして、センサス調査では約38万ヘクタール、農業委員会と市町村で具体的な調査をしますと28万ヘクタールという数字になります。ですから、自主申告的な遊休農地と、また市町村なり農業委員会の目で見えた遊休農地の間には10万ヘクタールぐらいの違いがあるということなのですが、さらに28万ヘクタールで見ても、その半分につきましては、いわゆるこれまでの調査で今後ともこれは活用しなければいけない農地と、今までは食料の問題等を含めてかなり努力して、条件の悪いところも耕してきた。だけれども、そこは今の段階では、改めてまたそこを農地として耕すには無理があるところを峻別することになっているのですが、その峻別で大体半分半分になっておりますので、私どもとしては、後の14万ヘクタールのところについて重点的にまずはやっていくということが大事だと思っています。

そのために今回、中間管理機構等につきましても、私どもも政策提案をさせていただきまして、いずれにしても、今まで条件のいいところは荒れないで来ているわけですが、ある程度条件の悪いところについて、どうしても耕作を断念しなければいけないというところが遊休化しているわけでありまして、そういうところをある程度使いやすいうように条件整備もしながら解消に努めていくような仕組みとして、それを市町村段階ではなかなか無理もあるということで、県段階として一定の整備的な予算をつけて対応していただけないかということで、今回そういう方向にかじがきられているということは、農業委員会として、先ほどの図でも見ていただきましたけれども、指導しても受け手がいないからなかなか解消に結びつかないのであれば、それを一旦中間的に受けて、一定の保全管理をしながら担い手を見つけていく取組をしていかなければいけないわけなので、そのための仕組み作りを今回の中間管理機構が担っていただけるということで、私どもは農業委員会の活動とそこが結びつければ、改めて復元すべき遊休農地の解消は前に進むと考えております。

○渡邊専門委員 そうすると、今のお答えを総括すると2つポイントがあると思っています、センサスの38万ヘクタールの耕作放棄地のうち、実際に今後活用すべき真の耕作放棄地というか、手当てしなければいけない部分というのは実は14万ヘクタールしかありませんということと、もう一つ、市町村レベルでは、受け手がなくて限界がありますという理解

でいいですか。

○全国農業会議所（柚木事務局長）　そういう地域があります。

○渡邊専門委員　分かりました。ありがとうございます。

○金丸座長　では、松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員　ありがとうございます。よく存じ上げているお二人に質問するのは非常にづらいところではございますが、いろいろ今、御説明いただいた話を全体的に言うと、はっきり言って、今さら感がずっと漂っておりまして、私どもが農業生産するときに新しく進出するところの農業委員会とあつれきが生じてしまうというのは、我々側は適正に動いているにもかかわらず、農業委員会側がローカルルールを作っていたり、それと、公平性を確保されることと書いてありますが、公平性が確保されていないという実態がかなりあるという前提でこういうことを書いてらっしゃるのではないかと思います。

選任委員ですけれども、女性の委員、確かに女性の参画というのは極めて重要だと思いますが、耕作放棄地の発生状況、担い手の高齢化を考えれば、これはかなりスピード感を持ってやらなければいけないというときに、だったら、もっと専門性のある方でそこに迅速に取り組む方のほうがプライオリティとしては重要なのではないかと。

それと選任委員の中にはかなり団体関係の方が多いのですが、なぜ団体の方が必要なかということが今の説明ではなされておりませんでした。私どもが今までいろいろ議論する中において、そういうところにモラルハザードはないのかという議論もかなり出ておりましたけれども、そういう指摘があるということから考えると、この選任委員の在り方についても、もっと農業会議所として抜本的なアイデアを出すべきではないかと思うのですが、そのあたりについて、御説明をお願いします。

○金丸座長　お願いします。

○全国農業会議所（柚木事務局長）　最後のほうの御質問でございますけれども、農業団体は制度としては農協と農業共済組合、土地改良区ということで、これは制度的にそこから選任委員が出されるという仕組みになっているのは御案内のとおりでございます。だから、それをどうするかということについては、制度的な問題として考えていかなければいけないと思います。

私どもは、議会推薦の枠の中で、できるだけ今、松本さんからおっしゃったような多様な、それと今日抱える課題に即応できるような人を出していただけるような仕組み、また、こういう人材が必要ではないかということを提起させていただいているということでございますので、その場合に、農業団体の選任枠についてどう考えるかということについては、これは全体の農業団体の在り方等も含めて一体的に議論を進めていくものだと思っております。

○全国農業会議所（稲垣部長）　もう一つ、女性の問題でありますけれども、プライオリティが低いというお話がございましたけれども、女性に関しては、日本の農業の従事者の過半が女性なわけですから、そういうことを考えますと、農業委員にもっと女性が登用さ

れてしかるべきだと思っています。

平成8年ぐらいから組織を挙げて女性農業委員の登用ということに取り組んでいるわけですが、なかなか御理解が首長さんレベル、また現場レベルでないということでございますので、ある意味、ここにクォーター制みたいなことも含めて入っていただく。また、女性の多い農業委員会というのは活気があるといえますか、農業委員会、またその地域の農業を立て直していく上でも、女性に、この組織にもっと参画していくということに力を入れていきたいと思っていますし、また制度的な措置も講じていただきたいということがあります。

ローカルルールの部分のお話がありましたけれども、全国やはり1,700の市町村、まずそれに数十万の集落がございますと、いろいろな個性があるのは事実でございます、今、松本さんのほうがいろいろ参入するに当たって御苦労いただいているというのは、私どももよく存じているところでありますが、その一方で、この3年ちょっとの間に、御案内のように、技術系で千数百社が入っている。ですから、先ほどうちの事務局長の説明の中で、新しいパートナーシップ運動ということで、これは農業委員だけではなくて、ある意味、日本の農業者全員の意識改革が必要なのかなと。要するに、農業をやっていくときに、自分たちだけでよくも悪くも頑張ろうということではなくて、自分たちが大変だとすれば、外から人を呼ぶ、企業を誘致するような感覚で農業者の方、また農業法人の方を呼ぶようなことに取り組んでいく必要があると思っていますし、また、現にそういうことに取り組み始めていまして実績も少しずつ上がってくるという部分で、松本さんの御質問に必ずしも答えになっていない部分もありますが、跛行的にそういう事態は進んでいるのかなと思っています。

○松本専門委員 私は女性のプライオリティが低いとは言っていないので、あくまで女性の方もそれは重要だと思いますけれども、可及的速やかにやらなければいけないというときに、それが優先事項になってしまうということ自体は問題であるのではないかということをお願いしていることです。

それと、農地政策の推進のための組織ということで農業委員会がされているのであれば、当然、今ごろ意識改革などをされては困るのです。私から申し上げれば、全国農業会議所の意識の改革のスピードが遅い部分もかなり影響しているのではないかと。もっと緊迫感を持って、農地政策の推進ということをこのように掲げられるのであれば、農業会議所自体がもっと意識を持っていただいて、全国の農業委員会に対して切迫感をきっちり伝えていくという作業がなされていないのではないかとということで、その点についても十分に反省していただかないといけないのではないかとということで申し上げている次第でございます。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 御意見は分かりました。私どもとしては、そこはしっかりと今までもやってきていると思っておりますけれども、外から見ると、非常に不十分だということについては十分踏まえてやっていきたいと思っております。

参考資料の中にも入っておりますけれども、私ども、農地の流動化について、今さら意識改革ということではなくて、当然それこそ昭和40年代以降、ずっとその取組を進めてきて今ここに来ている。そこで昭和一桁世代の非常に大きな世代交代の時期になっている中で、不在村の農地所有者の問題等が相続等で相当出てくるというのは、我々も先取りをしながら進めてきたのですけれども、なかなか耕作放棄地の問題等について十分な対応になっていないので、改めてそのためには、農業委員会だけの努力でできない点もございまして、いろんな制度、施策を含めて御要望を申し上げながら今日に来ているということですので、今、御指摘のあった私ども自身のさらに先見性を持った取組については、心して対応していきたいと思っております。

○金丸座長 では、本間先生、北村先生、林先生にいきます。

○本間専門委員 ありがとうございます。3点ほど質問をしたいのですが、まず、資料の3ページ目「農業委員会による遊休農地の発生防止・解消の取組み」ということですが、指導実績が23年で2万1,620ヘクタール、先ほどお話があったように、耕作放棄地を28万ヘクタールと見るのか、38万ヘクタールと見るのか、14万ヘクタールと見るのかという問題は置いておいても、その耕作放棄地の面積に比べて余りにも少ないのではないかという気がするのです。ですから、取組とは書いてあるのだけれども、指導面積と耕作放棄地の乖離をどう考えたらいいかということが1点目の問題で、さらに、その後で2万1,620ヘクタールの指導から、勧告にあって、特定要件の設定等までいった件数はどれぐらいあるのか。実態として、多分かなり少ないと思っております。それはなぜそこまでいかないのか、いけないのかという点についてどうお考えかということをお伺いします。

2点目は、4ページに関わる場所ですけれども、農地パトロールのマニュアルについてです。ここにいろいろやり方は書いてありますね。実施要領等と協力委員を求める等々。これは全国的にマニュアル化しているのかどうかということです。例えば共通のチェック項目だとか、チェックする項目の数等々のマニュアルがあるかどうかということが2点目です。

3点目は、先ほど来出ています委員の構成、特に選任委員に団体推薦等があって、私もこれは選挙委員のほうで農業者が占めているわけですから、農業団体がどうして入っているのかなと非常に疑問で、むしろ選任委員というのは、地域全体の土地計画という観点から農地の在り方を考えるという必要があって、農地だけの問題ではなくて、農地に関わらず全体の都市計画とのすり合わせで地域の土地利用の在り方を考えるべきだと思っております。そうすると、特に選挙委員は農業者が主となるということですので、その人数の構成とかという問題がありますが、選任委員のところは地域の観点から、地域の土地利用という観点から、やはり農業関係者以外の人を増やす、そういうようなことのほうが適切だと思うのですけれども、それについて御意見があれば。

その3点をお願いします。

○金丸座長 お願いします。

○全国農業会議所（柚木事務局長） まず、2番目の御質問から申し上げますと、マニュアル化しております。毎年農地パトロールの実施要領というものを会議所のほうで作成し、県段階を通じて徹底を図っているところということでございます。それが1点です。

3点目にございました委員の構成の問題につきまして、私どもも団体の推薦枠の扱いについてどうこうというのは先ほどお答えしたとおりでございますが、特に議会推薦のところにつきましては、女性農業委員のお話もさせていただいておりますけれども、同時に、そういう専門性を持った方々、その全体の土地利用計画との関連というような観点はしっかりとそういう方々がいらっしゃる場合は、大いにそういう方に出ていただくということは必要だと思っておりますし、その点は先生がおっしゃるとおりだと思います。

全体の遊休農地の割合に農業委員会の指導の件数を含めて、私どももそれはしっかりと踏まえておりますし、反省しているところでございます。実際の接触は相当あるのでございますけれども、まず、そこで指導して、一定の効果になっていないのは、統計的にはそこに出てきていない面もあろうかと思えます。ただ、それはなかなか目に見えないところでございますので、いずれにしても、ここはきちっと解消すべき遊休農地に対して、それと同等の割合の指導なり、これから今回、新しい今の法案では意向確認ということになっておりますので、今までは意向確認しても、先ほど申し上げましたように、なかなか受け手の確保が非常に難しいということの中で躊躇される例もあったということでございますので、小さい字で恐縮ですが、3ページの一番右の貸付希望というところで、ここまで来ればいいのですよということまで私どもはある程度整理をしてやってきたわけですが、今回の機構の取組は一步前に進めるものになると思っております。

遊休農地である旨の通知、勧告というところは、ここ1年で少し数字が上がりましたがけれども、特定利用権には至っておりません。そういう点もありまして、今回、特定利用権のところを持っていったほうが、できるだけ解消のスピード感が出てくるということで今回の制度の見直しがあったわけでございますので、意向確認から即勧告で特定利用権という形になります。

なかなか所有者の方が不明だという場合の手続も簡素化していくということ、効率化をしていくということになりましたので、そこは私どもも取組の手順が効率的に見えてまいりましたので、そのことをしっかりと踏まえて対処していけばこの数字を上げることになると考えております。

ただ、今、全体に担い手への農地集積の割合は5割いつている、それを8割までという中で、遊休農地の解消もその中に含めながら対処していくということになるのですが、なかなか実際に遊休農地になっているのが圃場整備をされた非常に優良な農地だけではないというのはもう先生方も御案内のとおりだと思いますので、我々としては、優先順位というか、手のつけどころからすれば、まずは農振農用地区域の中で遊休化しているところから、これは相続の問題とかあっていろいろ動かしづらいところはあるのですけれども、そ

ここに一步踏み込むということが大事だと思っております。

○金丸座長 北村専門委員、お願いします。

○北村専門委員 ありがとうございます。私のほうから2点ばかり御質問させていただきます。

1点目は、13ページにも書いてあるように、農地そのものの、皆さんのお役目は、私は農地法に基づいて国の共有財産、そういう農地を優良な状態で保っていく、番人としてのお役目があるのだらうと思っております。また、そのために非常に多くのこういうお仕事をなさっているのだらうと思いますが、ただ一つの質問は、農業委員会の委員さんは、やはり3年に一度の選挙をして選ばれてくるわけですから、必ずしも精通されていない場面があるのだらうと思えます。そこをここの13ページに書いてあるように、公正に物を判断していくというようなところにおいては、全体の農業委員会の委員の方々の研修とかそういうものを現場で集めてやっているとか、地域をまたぐと農業は非常に性格も違うのですけれども、農地法に照らして公平に考えるということは、地域をまたいでも同じような考えで進まないというトラブルが起きるのだらうと思えます。そういう面で、共有した考えがいけるような研修会が現実にあるのかどうかということ。

もう一点は、私はいつも腹立たしく思うのは、農地法より先に、都市計画法で行政が先に農地の利用をやるといようなことが何年か前にされるわけです。その後に農業委員会にそういうことが出てくるわけですがけれども、この場所でなくてもいいのではないかというように、例えば農業委員会がそれに待ったをかけるとか、それに転用するとかとめるとかというように場面が実際はあるのか。ただ、都市計画法が先行しているので法律上は鵜呑みにして通っていただけなのか、具体的にそういうプレッシャーをかけるような場面があるのかをお聞かせできればありがたいと思うのです。

○金丸座長 お願いいたします。

○全国農業会議所（楠木事務局長） 1点目におっしゃられました研修でございますが、これは各県段階の農業会議のほうで農業委員さんを集めた研修会はかなり頻繁に行われております。そういう中で、ここで地域の農地と農業者に精通ということは、何も学問的にということよりも、その地域にいて、地域の農地と農業者に常に接触があるという意味の精通ということが私どもは大事だと思っております。

その上で、農業委員会として農地制度に基づいていろんな仕事なり対応していくときの公平性とか公正性という観点で制度的にはどうなっているかということについては、任期3年の間の委員活動や研修等を通じて修得していただく。その3年が短い、長いというのがありますけれども、3年の中で初任者の農業委員に初めてなった方々については、そのスタートの段階でかなり集中的にやるということを行っておりますし、1年でどんどん交代というよりも、今は余り長いというのもあるかもしれませんが、2期、3期やってらっしゃる委員の方々も増えてまいりますので、その委員の中で先輩、後輩で全体の委員会としての考え方の整理をしているというように取組が行われていると思っております。

都市計画法等の関係でございますが、農地制度で言えば農振農用地区域等が統計との関係でせめぎ合いがあるというのは当然でございますし、どうしてもそういう公共施設とかの関係で農振農用地区域を外して、農振農用地区域だけけれども、そういうものを建てていくとか、地域の活性化のためにはどうしてもその除外をすとかという話の中で、当然、農業委員会の意見も聞くことの中で、農業委員会としては、それについてはここよりももっとこちらのほうでやるべきではないかと、農用地区域よりももっと別のところでやるべきではないかという意見をして、市町村部局と対立する構造があるのは事実であります。そういう例は幾つもございます。

ただ、最終的な農用地区域の除外の関係については、農業委員会は意見を言うだけでありまして、そこで除外が決まれば、転用の申請が出てくればそれでやっていくという形になりますので、どうしてもここは後追いになってきている場面があるのではないかと。入り口のところではいろいろな意見のあれがあって、市町村部局としてそれを受けとめて、改めての別途の対応をされれば、それとしての効果は出てくるのだとは思いますが、そのところはやや悩ましい点があるのではないかと思います。これも21年の改正で、いわゆる病院とか学校とかの関係については、事前に協議をするという形の制度になりましたので、そういう公共転用をベースにしてどんどん周りがまた転用で広がっていくということについては、一定の歯どめがかかっていると思っております。

○北村専門委員 ありがとうございます。

○金丸座長 それでは、林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。資料の16ページの農業委員会系統組織についてお尋ねします。このフローの一番下にある全国農業会議所というのが本日御説明くださっている事務局長様のいらっしゃる場所だと理解しています。こちらの全国農業会議所は法人組織だそうですが、本年度の予算額はお幾らでしょうか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 今日資料を持ってきておりませんが、全国農業会議所は3会計でやっております。1つは一般会計ということでございますが、これについては大体5億円であります。あと情報活動ということで、全国農業新聞と全国農業図書というのを作成、発行させていただいているのですが、それをトータルしますと、15億円でございます。

これに加えて、国のほうからの公募の事業の関係で、ここでも議論があったかもしれませんが、青年就農給付金の関係、農の雇用事業。法人で農業のトレーニングをするようなところに助成金を出す仕事がありますけれども、その仕事を農業会議所のほうで担当しておりますので、約60億円、70億円の基金を管理させていただいておりますし、その給付の作業もさせていただいているということでございます。

○林委員 ありがとうございます。済みません、3番目の国からの公募事業での最初におっしゃった給付金というのは、何給付金。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 青年就農給付金という150万円のもので。

○林委員 ありがとうございます。全国農業会議所は、所在地はどちらになるのでしょうか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 千代田区の二番町でございます。

○林委員 独自の建物をお持ちなのですか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 私どもは全くそういうものを持っておりません、間借りでございます。

○林委員 事務局長様は、全国農業会議所の事務局長になられる前はどちらにお勤めでしたか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 私は最初からです。うちの場合は全部プロパーでございます。

○林委員 全国農業会議所は、農水省御出身の方はいらっしゃるのですか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 事務局職員にはおりません。いわゆる契約の関係で相談員とかという形では今お二人お願いしております。

○林委員 役員の方はいかがでしょうか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 役員は、非常勤でございますけれども、会員団体の長を役所のOBの方でされているということがございますので、その方を入れますと今3名。今日はその資料はお持ちしていません。

○林委員 ありがとうございます。時間もあれなので、また追っていろいろ御質問したいと思うのですが、一般のほうの5億円、それ以外の新聞図書の方の15億円の収入はどちらから入ってくるのでしょうか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） まず一般会計の関係は、1つは、この会員がございいますが、会員からの賦課徴収、賦課金がございまして。あとは、一般会計というのは国からの事業、今の基金とは別の事業としていろいろな取組をさせていただいている。これも今ほとんど公募が多くなっておりますけれども、それが中心でございます。新聞、出版の関係については個人の農業者の方というか、読者、一人一人からということになります。

○林委員 ありがとうございます。今おっしゃられた会員というのは、都道府県農業会議がそれぞれ法人会員になっておられる。

○全国農業会議所（柚木事務局長） そうです。あと、中央の農協中央会を初めとした全国段階の農業関係の団体ということです。

○林委員 ありがとうございます。基本的には、農業委員会等に関する法律というものに定められているということと理解しておりますが、今度は、都道府県の農業会議についてお伺いします。例えばですが、東京都農業会議は法人として年間予算はどのくらいなのでしょう。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 県段階は7,000万～8,000万円です。これも各県によって大分違いはございます。

○林委員 そうしますと、都道府県段階の農業会議には国からの事業の交付金、給付金な



どは来ないということなののでしょうか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 国から農業会議が、いわゆる知事の諮問で農地の転用などの意見を言う仕事がございますが、これは国の事業として定められておりますので、これは国から来ております。その他は各市町村からの拠出金、あと都道府県からの補助金というもので構成されております。

○林委員 ありがとうございます。他にもいろいろあるのですが、キャッシュフローの出と入りを農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議について、各段階で後ほど資料でいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○全国農業会議所（柚木事務局長） ホームページで公開しております。

○金丸座長 では、浦野座長代理、お願いします。

○浦野座長代理 2つ聞かせてください。

1つは、日ごろ農業委員会の中でいろいろ細かくパトロールされているわけですが、そういう中で今、進められている人・農地プランとの関係です。地域によっていろいろなパターンがあると思うのですが、基本的に農業委員会と人・農地プランとの関わり合い、今後の方向性も含めて、これが1点です。

もう一点は、大分の臼杵の例がありましたけれども、農地基本台帳のGIS化といいますか、このことがかなりおこなわれているというか、IT化が余りされていないところもあると聞いているのですが、全国農業会議所として、どんなふうに全国統一のものにしていこうというお考えがあるのかないのか。その場合に、その費用はどこから出るといいますか、どのように考えればいいのか、その2点を教えてください。

○金丸座長 お願いいたします。

○全国農業会議所（稲垣部長） 人・農地プランに関しましては、正に人と農地の問題を解消するということですから、これは第一義的に農業委員会がやるべき仕事と思っております。

人・農地プランが市町村部局で実施する補助事業という体系で組まれている関係で、昨年、この事業が立ち上がったときに、どうしても狭い役場の中で市町村部局で事業を進められて、農業委員会には声がかからない、連携がうまくとれていなかったもので、人・農地プラン、夏の陣、秋冬の陣ということで全国農業会議所のほうで全市町村の農業委員会にお願いをして、月に1回、農業委員会で必ず市町村部局の人・農地プランの担当者の方の出席を得て、我が町で人・農地プランの取組がどうなっているのか、そういうところから始めて、個々の農業委員が自分の地域で人と農地の問題をどう考えるのだということにつながるわけですので、そういうところから取組を強化している最中でございます。

人と農地の話をやっても、多くの集落で担い手がないという状況が多いわけですが。先ほど申し上げましたように、自分たちで始末がつかない以上は、外に援軍を求める。要するに企業も含めて中心的経営体を誘致するようなことをやるべしというようなことを申し上げています。事例的にまだ少ないわけですが、人・農地プラン、規制改革会議の

ほうではやや集落で閉鎖的に運用されているのではないかというような御指摘もあったことは認識しておりますけれども、地域によっては農外企業さん話し合いの段階から入れて、中心的経営体として位置付けているようなケースも出始めておりますので、そういうものをもっと横展開していきたいと思っております。

要するに集落だけで人・農地プランを完結させるのではなくて、外に向かって開いたプランを作っていくたいと思っております。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 2点目は、台帳の電子化、地図情報化ということについては、平成8年から国のほうに我々もお願いをし、予算化をしていただきながら進めてきた経過がございます。私ども独自で経済事業をやっているわけではございませんので、独自予算を持っているわけではないものですから、各市町村の農業委員会、行政委員会でございますから、当然、市町村の予算の中で対応していく。それを後押しするために、国として、できるだけ市町村の負担を軽くした形の裏負担のない形の予算でこの取組を進めてくれということまでやってきたわけでございます。

この間に、予算の編成の中でついたときとなかなか厳しくなったときがございまして、進捗状況は電子化についてはほぼ9割方行っているというのは農林水産省の御説明があったかと思っておりますけれども、地図化については今4割ということでございますので、今のITの進捗状況を含めながら、今回、思い切った推進を図ろうということで来年度予算、概算要求等には農林省予算としては相当踏み込んだ要求をしていただいているということになります。

○金丸座長 関連して、システムの話が出たので。今もおっしゃったとおり、概算要求で100億円近い金額を農水省が御要求なさっているわけですね。ただ、この規制改革会議でも話をしたのですが、それは例えば100億円も使うのだったらすごくいいシステムができて、それを全国の農業委員会に提供するというのが普通、当たり前の考えだと思っております。けれども、今回も基本的には1,700の委員会ごとに予算が決められてるので割ると400万～500万円ぐらいになってしまっていて、400万～500万円ぐらいのシステムだと、先ほどのお話のGPSだとかGISだとか、そういったような今どき競争優位を保てるような仕組みにとてならないです。先ほどお話の出た5,100万筆もあるわけですから、それを1,700で割ったところで相当な地図情報も入れると、テクニカルにはレベルが高いことが要求されるのですけれども、なぜそこで1700に割るのかなど。400万～500万円では余り有効なものではないのではないか。しかも、それは広域に今度見ようとする、単位は1,700ごとに違いますから。しかも、そこで採用されている技術も違えば画面のレイアウトも違いますし、ユーザーも違いますから、相当無駄な投資になる可能性も大いにあると思っておりますが、それを全国組織として何か共通なデザインをしようとか、あるいはもっと農業委員会を各コーディネーションして、すごくいい仕組みにしようとかということはお考えなのでしょうか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） それは平成8年以降、農業会議所のほうで、地図の業者の方とか電子化を進めてらっしゃる業者の方々の集まりも設けまして話し合いをして

きた経過がございます。ただ、その段階でそれを完全な統一版でやるということまではなかなか踏み込めなかったというよりも、それぞれの市町村ごとの特性がそれぞれございまして、かえって非効率になってくるという、それは時代が違ったのかもしれませんが、御意見があったのは事実でございますし、全体的に共通レイアウト的なものの施行はこれまでも進めてまいっているところでございます。

○金丸座長 今後はどうされるのですか。どういうようになるかどうかは別にして。

○全国農業会議所（柚木事務局長） この点は、今の段階で言えば、今まで9割も進んでいる、地図情報4割のところをそれぞれ地図の情報にしても、各市町村の単位の中で先生から言えば違うものかもしれませんが、それぞれ他の台帳などの取組も進められているところがあって、その範囲でやりたいという御意見もあるのも事実でございますから、私どもは余り一本化ということは今すぐとは考えておりません。各市町村段階での取組ということで考えております。

○金丸座長 あり得ないと思うのです。

大田議長代理、お願いします。

○大田議長代理 ありがとうございます。2点伺います。

1点目は、市町村との関係ですが、資料の19ページの職員の設置のところ「市町村部局との職員の併任、事務委任を受けている場合もあります」とあるのですが、併任を受けたり、事務委任を受けているのが全体の何パーセントぐらいあるのか。今日でなくても結構ですので、お知らせください。農地解放からもかなりの時間がたっているのですけれども、市町村からあえて独立した存在である意義が今どこにあるのかというのをお聞かせいただきたいと思います。これが1点です。

2点目は、農協との関係です。同じ資料の16ページに農業委員会の系統組織図がありまして、この委員なり会員を見ますと、農協と非常に深い関係があるわけですね。農協というのも戦後かなり変わってきて、零細農家の互助組織という理念とは相当変わってきていて、もう今は金融、保険、購買事業を幅広くやる従業員8,000人の巨大組織になっているわけですね。公的な性格を持った行政委員会が農協とこれだけ深い関係を持っておられる。この関係をこれからどうしていくおつもりなのか。今や農協というのは一事業体として、かなり利害が絡む存在になってきていると思いますが、ここはどうお考えかをお願いします。

○岡議長 関連で、私も今、大田議長代理が質問されたことと似たような質問をしようと思っていました。

まず、農協との関係。全国農業会議所の構成メンバーを見ますと、こちらは法律で裏付けられている組織ですから、こちらの方が多分優位だろうと思うのですが、いずれにしても、随分重複感があるというのが第1点。

もう一つは、農業は先ほどのシステムの話のように、実際に土地を耕して作物を作っている現場、資料の16ページでいうと、組織図の一番上の「農業者」とその下の「農業委員

会」ですね。一番下の「全国農業会議所」は歴史的使命を果たして、もう要らないのではないか。資料の25ページ以降に「全国農業委員会会長大会の政策提案」というのがありますが、その意味では、農業委員会同士の横の連絡だとか、一体感を作り上げるとか、あるいは共通のテーマを議論し、提唱するとか、提案するとかというようなことは、農業委員会の全国大会というようなところでできるのかどうか。あえていえば、都道府県レベルの農業会議までが必要なのかなという気もしますが、それが2点目です。

3点目は、資料の1ページに、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる“かけ橋”」という農業委員会の組織理念があって、その下に、3つの基本活動と4つの組織改革としていろいろなことが書いてあるわけです。り、それぞれ歴史的にいろいろな役割を果たしてきたとは思いますが、

組織改革の最後に「農業委員会活動に関する検証・評価・公表システムの確立・実施」と書いてありますね。これは今まではなされてなくて、これからやろうとしていることなのか、今までもう既にやってきたことなのかということが最後の質問です。

○金丸座長 では、お願いします。

○全国農業会議所（柚木事務局長） まず、事務局を市町村がやっている、だから、もう行政委員会でもっていいのではないかという御質問だと思いますけれども、この点については、私どもは、行政委員会、農業委員会というのは、農業者の代表が委員として入るところが一番肝の部分だと思っております。

ですから、先ほどの地域の農地とか農業に非常に精通して顔が見える範囲の中でこの地域の農地をどうするかというのは、市町村の行政の職員の方だけでは限界があると思っておりますので、そこでそういう方々と一緒になった形の職員と農業委員会、農業委員さんを一体とした行政委員会としての農業委員会が必要だと私どもは考えておるところであります。

農協組織との関係につきまして、これは戦後の農業団体のいろんな在り方について、いろんな議論の過程、また制度の見直しの過程があったのは事実でございますし、そういう中で経済事業を中心に行っていくための共同体としての農協組織と、私どもが経済事業をやる農業政策担い手の方々の農業改革をどう進めるかという観点に立った取組をしていく組織の2本立てで今なっているわけございまして、当然それはいろんな農業政策なり農地の問題をやっていくときに、経済事業を中心に行っている農協の関係者の話、意見を聞くのは当然だという形の中で、構成員として、また農業委員会の選任委員として制度的には位置付けをされていると理解しておりますし、引き続きいろんな環境変化はありますけれども、今後の農業を考えていったときに我々と農協組織とは一体的な連携をとった取組は不可欠だと考えております。

農業委員会の系統組織として、現場で農業者と農業委員会があれば県段階とか全国段階は必要ないのではないかというような、端的に言えばそういう御質問かもしれませんが、このことについては、農業委員会の組織について、制度的にはそれぞれの段階ごとに、今、

言った農業委員会の会長大会等も私どもは全国段階としてそういう仕組みをコーディネートして、全国の農業委員会の皆さん方が先ほどおっしゃったような一定のレベルの農地制度等の知識を確認し、現場での取組がそれぞれ余り食い違いのないようにやっていくための推進の機関として、県段階、我々の全国段階があると思っておりますので、ここもできるだけスリム化しながら、今、取り組んでいるところでございますけれども、その必要性はあると思っております。

最後の公開のところでございますけれども、農業委員会の活動計画、1年やってどのような結果になったのかということについて公表しているいろんな御意見を聞くという取組は、平成21年から農林省との調整の中では行ってきているわけでありましてけれども、私どもはそれ以前から、自主的な取組としても、目に見えない取組だけに農業委員さんが日常どのような活動をしているのかということをしてできるだけ見える化していこうということは進めてまいっているところでございます。

○全国農業会議所（稲垣部長） 2点補足してよろしいですか。

○金丸座長 簡潔にお願いします。

○全国農業会議所（稲垣部長） 歴史的使命が終わって、もう農業委員会を市町村に置いておく必要がないのではないかという点について2点申し上げたいのですが、農地改革の自作農を守るという仕事も当然やってきたわけですけれども、その後の歴史の変化の中で、現に構造政策での利用権設定、担い手に利用権を設定する仕事を、2ページを見てもお分かりのように年間15万ヘクタール近い実績を上げているわけです。基盤強化法というのは、本来市町村の仕事でございます。ところが、半数以上の市町村では、これを市町村のほうから農業委員会へ事務委任をして、実際、農業委員会がやっているという実態であります。ですから、もしも農業委員会がなかりせば、1,700人の首長さんだけでそういう仕事をするのかということになるわけですけれども、そこは全国3万5,000人からの農業委員さんが首長さんと連携をとって、こういう流動化の実績を上げているということを御理解をいただきたいという部分です。

遊休農地の解消でありますとか、今の課題に農業委員会が対応しているということで、少なくとも戦後農地改革の自作農を維持するという、そこだけで仕事をやっているわけではないので、それにかわる新しい仕事をこなしているといえますか、やっているというところは御理解いただきたい部分です。

○金丸座長 それでは、長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 今の会長大会のお話ですけれども、これは皆さん方、全国農業会議所としてとても大事なイベントだと思うのですが、各政党の関係はどういう方が出てらっしゃいますか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 農業委員の会長大会は毎年5月に開くのですが、それぞれ施策要望、また提案をするのがメインになっています。したがって、各政党には全部御案内をしておりますし、こういう提案を我々はしておりますということについて

は、周知を図っているところでもあります。

○長谷川委員 では、与野党全部来てらっしゃるわけですか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 全員に御案内をしております。

○長谷川委員 皆さん来てらっしゃるのですか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） かなりの方が来られます。

○長谷川委員 この政策提案を政党の方にお渡ししているわけですね。

○全国農業会議所（柚木事務局長） はい。お渡ししています。

○長谷川委員 27ページには、一番下のところで「農業生産法人要件は、これを堅持すべきである」ということとお書きになっているのと、29ページの上から3行目には、農地転用に関する権限移譲をこれ以上進めないことということが書いておられる。これは正に農業の政策の根幹に触れるようなお話であるわけですが、皆様方は行政委員会ですね。

○全国農業会議所（柚木事務局長） はい。

○長谷川委員 行政委員会としてこういうことを提案するという点について、政治的中立性とかそういう問題について、その関係はどのように整理されているのですか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） これは農業委員会の法律に基づいて、第6条第3項に、農業者の現場の意見を踏まえて意見を公表するというのが法律事項にも入っておりますので、そこはそれに従った取組の一環として行っております。

○長谷川委員 第6条第3項に確かにそういうように書いてありますけれども、皆様方のお仕事は、その前に第6条第2項に、次に関する事務を行うことができることとあって、要するにこれは行政的な、いわば事務的な仕事をすべきだということが第2項に書いてありますね。そのことと第3項に基づいた意見だとおっしゃいましたが、農業生産法人の要件はこれを堅持すべきであるということが第2項に委任された事務と関係があるとお考えなのですか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 第1項は法令業務になっています。第2項は農業振興業務、第3項が農業者の代表としての意見の公表なり堅持なりという整理になっておりますので、それぞれその仕立ての中で取組をさせていただいております。

○長谷川委員 私の質問は、要するに行政委員会というのは、基本的には政治的な中立性みたいなものを確保すべきものであって、いわば行政の事務を所掌していると認識していて、第6条第2項はそのことが正に5項目にわたって書かれていますね。そのことと、こういういわば農地転用に関する権限移譲を進めないとか、農業生産法人の要件はこれを堅持すべきであるとか、いわば農業政策についての重要な政治的な判断を伴う問題ですが、こういうことについて皆様方が行政委員会として、しかも公職選挙法に準じた選挙を行っている農業委員の団体として、こういうことを言っているとお考えですか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） それが一つの役割だと思っております。これはそういう政策提案として、農業委員会というよりも現場の農業者の声としてそういうものをくみ上げて我々として集約して御提案させていただいている。ただ、最終的な決断は政治の

世界、いろんなこういう場も含めて御議論があるのは当然でございますけれども、現場の実態として、例えば基本的に家族農業経営でやってらっしゃるような方々の中で法人化の議論については、いろいろ現場としては十分ここまでが家族経営の延長線上の農業生産法人の仕組みとしては来るところまで来ていますねというような御意見が積み上がって、私どもとしてはそれを整理させていただいているということでもあります。

○長谷川委員 別に家族経営だけではなくて、農業に関わるのはこのペーパーの中にも書いてあるような企業が既に参入している実態もあって、そこは立場が違うわけですね。つまり、農業に関わる方の中でも、こういう問題について意見が異なる場合は十分ありますね。

○全国農業会議所（柚木事務局長） はい。

○長谷川委員 そのこのところのところはどういうような整理ですか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 我々としては、そういう方々の意見を含めて総体としてこういうことで整理をさせていただいています。

○長谷川委員 総体としてというのは、多数決か何かで決議しているわけですか。

○全国農業会議所（柚木事務局長） 決議しております。

○長谷川委員 分かりました。以上です。

○金丸座長 ありがとうございます。

活発な御議論をいただきありがとうございます。時間が参りましたので、本件につきましては以上とさせていただきます。

本日は、全国農業会議所の皆様、ありがとうございます。

（全国農業会議所退室）

（全国農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会入室）

○金丸座長 続きまして、次の議題「農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方について」の議論に移らせていただきます。

本件につきましては、まず、全国農業協同組合中央会と全国農業協同組合連合会から御説明を頂戴し、その後、まとめて質疑応答の時間とさせていただきます。

それでは、全国農業協同組合中央会から御説明をお願いいたします。

○全国農業協同組合中央会（富士専務理事） JA全中の専務の富士と申します。おはようございます。

今日はこういう機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

今日は、全中の私と全農の成清理事長の二人で、今のJAグループが農業の活性化に向けて取り組んでいる内容について、御説明、御報告を申し上げたいと思います。

資料2という少し厚い冊子の資料をお配りしてございます。「活力ある農業・地域づくりに向けて」ということで、今、我々が取り組んでいる内容をまとめたものでございます。

2ページが目次なのですが、次の3ページです。

こちらにありますように、第26回JA大会決議「次代へつなぐ協同～協同組合の力で農業

と地域を豊かに～」ということで、JAグループは地域の単位農協、県段階、全国段階、連合会を組成しております。それぞれ法人格は別で事業展開をしているわけですが、3年に1回、グループ全体としての中期計画といいますか、中長期計画のグループ全体で取組の基本的な方向を確認して、整合性、統一性ある取組をしていこうということで、3年に1回決議をして、ともに取り組むということにしております。

今までも様々な決議をしてきておりますが、1年ぐらいかけて、単位農協の組合長、県連、全国連の役員の方々と大会議案委員会というものを組成して、1年ぐらいかけて議案を議論して、組織の議論を踏まえて、決議をしております。

3ページから5ページは、去年10月の第26回大会の全体像の抜粋を記載しております。

情勢認識として、人口減少時代を迎えた日本とか、世界的な食料不安の高まりとか、組織的に言えば農家組合員が高齢化して、世代交代への対応が我々としては極めて大きな課題であるという情勢認識でございます。

4ページは、第26回大会の決議の主題を載せてございます。我々は協同組合でありますので、協同組合の力で農業と地域を豊かにする「次代へつなぐ協同」というテーマを決めております。

2つ目の○にありますように、JAグループは総合事業の機能と役割を十二分に発揮して、食と農を基軸に地域に根ざした協同組合をコンセプトに、その力で次代の農業と地域を豊かにして、安心して幸せに暮らせる社会の実現に向けて挑戦していこうということです。

4つ目の○で、このため、JAは農家組合員の世代交代に対応して、次世代を初め、多様な組合員・地域住民等が結集して、農業づくり、地域づくり・協同運動に参加することで組合員のニーズが実現され、課題が解決されていく姿を目指す必要があります。これが「次代へつなぐ協同」です。

5つ目の○は、東日本大震災を受けまして、東北の被災地があります。そういう教訓も踏まえて、組合員や地域住民の人々が個々の足らない部分を補い合う、地域で補い合うだけで足りない部分は、地域外の人々や他のJAの力を借り、また地域の企業や団体とも連携して補い合う、こうした「つながりあう」新たな協同を実践しますということを決めております。

10年後を目指す姿ということで、持続可能な農業の実現、豊かで暮らしやすい地域社会の実現、共同組合としての役割発揮という絵姿を置いて、次の5ページに、3つの戦略を策定、実践していきましょうということでもあります。

今、全国に703のJAがあります。各JAごと、地域、農業の実態が様々区々でございます。正に北海道から沖縄まで、都市から農村まで、中山間、様々な地域実態、農業実態がございます。「地域農業戦略」「地域暮らし戦略」「経営基盤戦略」、それぞれの農協が話し合っ、作っていく、そして実践をしていくということを提起しております。

したがって、統一した数値目標というものは掲げておりません。意味がありませんので、それぞれの地域、農業の実態に基づいて、それぞれの農協が考え、話し合い、作っていく



ということで、この3つの戦略をそれぞれ農協ごとに作り、自ら実践をしていきたいと思います。ということを提起しております。今、それに取り組んでいる初年度目ということであります。

6ページは、活力ある農業・地域づくりに向けたJAグループの基本的な考え方ということで、こういう第26回大会決議を受けて、今、実践している最中でございます。

基本姿勢の2つ目の○にありますように、とりわけ農業・農村を次世代に引き継いでいくため、次代の地域農業を担う担い手の確保・育成、その農業者の所得増大につなげる我々JAグループの販売力の強化に取り組んでいくということが最重要課題です。

3つ目の○では、農村の高齢化・過疎化が進行する中で、JAが地域のライフラインの一翼を担っていくため、信用・共済、生活・医療・福祉等々、総合事業のさらなる展開、地域住民の生活を支える様々な取組をより一層強化していく必要があると考えております。

今、取組の大きな柱ということで、2の①②③があります。

1つ目が、地域農業の発展に向けた農地の集積・担い手づくり。

2つ目が、「農産物の提供」から「食の提供」への転換。つまり、原料供給から加工品も含めた付加価値の高い食の提供へという発想の転換をする必要がある。

3つ目が、地域コミュニティ・共助の拠点としてのJAの機能発揮という観点から、様々な取組を展開しようとしております。

その3つの柱に即して、7ページ以降、今、我々が取り組んでいくもの、取り組んでいる現状、取り組んでいこうとしているこれからの取組予定のものも載せてございます。

7ページは、農地集積なり、担い手づくりの取組でございます。

(1) 担い手に対する総合サポート支援としております。

①は、担い手のニーズに対応した事業提案ということで「TAC」と言っております。要するに、担い手に向き合う専門の担当者という意味であります。今、1,641人いて、年々どんどん拡大してきております。担い手と話し合っ、事業提案をしていく。営農から販売まで、そういう担当者を配置してやっていくということでもあります。

3つ目の矢印では、今、営農指導員は1万5,000人ほどおります。703JAですので、1JA平均すると20人、これは平均値で農協によって区々であります。そういう営農指導員がおります。これが1,600人のTACと連携しながら、担い手に対する様々な取組を行っているということでございます。

②、③は、経営コンサルとか税務対策の支援でございます。中央会が開発した農業経営管理支援という簿記会計のシステムがございます。それを統一で今、41県で実施しております。

③で、税務対策もあわせて、それに基づいて取り組んでおまして、記帳代行5万2,000件、税務申告支援30万件という形で、同じようなシステムに基づきまして、コンサルや税務支援を行っております。

④は、担い手に対する金融支援の一層の強化ということでもあります。矢印にありますよ

うに、今年の6月に担い手応援ファンドということで、出資枠50億円をスタートさせまして、その第1号案件が熊本でトマトを栽培する農業生産法人与モスバーガーとの合弁会社を作りまして、そこへ出資ということをやっております。

8ページの上に、運転資金に対する融資、担い手サポートローンということで、融資枠1,000億円というものをこの4月に作りまして、その活用を今はかっているところでございます。

信用事業のほうで、金融支援を行う金融プランナーということで、2,950名の金融プランナーが担い手に対する金融支援の提案を行っております。

⑤は、共済商品の開発でございます。農業に関わります様々な事業リスクに対応した共済商品の開発も進めております。農産物を出荷した後に様々な不測の事故が起きるという賠償リスク、直売所を休まざるを得ないといった場合の店舗企業のリスク、そういったものに対応した商品開発ということも行っております。

9ページが、担い手に対する総合的な農業サービスの提供ということで、JA出資法人による作業の受託、コントラクターというか、一部外部委託をしてもらって、それを引き受けることによって作業を効率化していくという趣旨であります。JAが出資した農業生産法人という意味で、JA出資法人と言っておりますが、今、371法人ありまして、急増してきております。

2つ目の矢印にありますように、全国展開の方向性としては、担い手が不足しているという地域では、そういうJA出資法人が農業経営を展開する。担い手がいるところでも、農作業の受託とか、共同利用施設の運営というものを含めまして、担い手をサポートする補完機能の発揮をJA出資法人でやっていくということでもあります。

10ページの真ん中ぐらいに「JA出資法人による農業サービスの提供」ということで、JA都城の出資法人、有限会社アグリセンター都城という農業生産法人の記載をしています。農業生産、農作業受託、施設利用、6次産業化と、こういう様々な農業サービスを提供しているということでございます。

9ページに戻っていただいて、(2)の①の4つ目の矢印では、アグリビジネス投資育成株式会社というものも作っております、そこが農業生産法人の設立に向けた支援をしているということにも取り組んでおります。

②の生産・流通コスト低減に向けた取組ということで、生産資材なり、技術開発につきましても、後ほど全農の成清理事長のほうから詳しく説明いたしますので、省略をさせていただきます。

11ページ、③ということで、新規就農者に対する支援、サポート体制の拡充ということでもあります。

2つ目の矢印で、具体的には、農地の提供、農業施設・農業機械のリース、研修から起業・安定生産が可能となるまでの総合的な育成・支援、定着までの生活支援、具体的な事業提案、経営が安定するまでJAの臨時職員として雇用するなど、様々な取組を展開してお

ります。

12ページの下段に「JAによる新規就農者への支援の取り組み事例」を幾つか載せてございます。結構有名なのは、上から3つ目の長野のJA上伊那でございます。研修期間中、JAのインターン制度ということで、臨時職員として身分保証をし、毎月13万円の手当を支給しております。JAによる研修カリキュラムを作成して、指導をしているところであります。

5つ目のJA伊豆の国という、日本農業賞を受賞しました事案であります。ブランド品でありますミニトマト、イチゴの2品目に絞り込んで新規就農者を受け入れて、年収1,000万円とかの農家を作り上げて、産地育成と一緒に新規就農者に対する支援を行っている。

一番下の10番目のJA熊本県中央会というものがやっているのは、県と中央会が連携して新規就農を支援しております。これもインターン制度ということで月13万円支給して、受入農家にも支援を月1万円ほど支給しております。一番下の○にありますように、「くまもと新規就農者ネットワーク」という新規就農した後も組織化をして、情報交換、相互交流をやっているという取組をしております。

11ページの③の3つ目の矢印でございます。JAグループと経済界200社が連携して、社団法人アグリフューチャー・ジャパンという学校を設立して、農業経営者の育成をしています。民主党政権のときに、農業者大学校が潰されましたので、そういう農業専門の学校が必要ということで、産業界、経済界と一緒に作ったということでもあります。

(3)が農地の面的集積に関わる問題でございます。

農地中間管理機構が作られるということで、これと連携した農地集積の取組をしていきたいということでもあります。今、農地集積円滑化事業ということで、農地の受け渡し、橋渡しに取り組んでおります。437のJAが資格を取得して、橋渡しをやっておりますが、その実績が11ページの下の方に載っております。件数で75%、面積で約半分ということで、農地集積の円滑化の取組を行っております。

13ページ以降が販売事業の強化でございます。農産物の提供から食の提供への転換ということでもあります。

(1)「市場販売」重視から「直販・契約・連携」重視への転換ということで、今まで市場出荷といいますか、そういうものを中心にやっていたということから、直販、実需者との契約取引、加工販売等々、多様な販売をやっていくということで、転換を図ってきたいということでもあります。

米で言えば、今、全農に再委託されている米が300万トン弱ありますが、そのうちの130万トンぐらいは実需者と個別に結びついた複数年契約での契約取引でございますし、50万トンぐらいは精米にして精米販売をやっているという形であります。

②が経済界とのプラットフォームの構築ということで、大会決議にもありましたが、いろいろな業界と連携をして、農家の所得を上げていく、付加価値を高めていくということの一環で、一昨日、経団連とワーキング・グループを組織化いたしました。こういう取組は、従来からも点としてはやっておりました。経団連の奥田会長のころに、トヨタの改善

方式が参考にならないかということで、施設園芸においてそういうトヨタ方式の導入ということにも研究したことがございます。そういったことも含めて、様々な営農の現場から流通、販売、いろいろなシステムを利用したIT化とか、様々に相互に意見交換をしております。今後具体的な事業化連携をしていくということで、ワーキング・グループを発足しております。

イは、中金と全農と大手メガバンクと書いてありますが、みずほ銀行でございます。みずほ銀行とも研究会を設立して、具体的な事業展開を図れる内容を今、検討しております。

ウは、食品関連企業との連携拡大ということで、最初の矢印にありますように、全農の出資基準の弾力化ということです。全農は、出資案件5億円以上は全部総代会の決議が必要でございました。この定款を改正いたしまして、経営管理委員会なり、理事会で100億円以内については出資できるというスピーディーに関連企業と合弁会社なり連携をしていける、そういう体制を整えています。

その第1号案件として書いてございますキューピーと全農による合弁会社「グリーンメッセージ」というものを設立いたしまして、カット野菜、業務用加工野菜の製造・販売を連携してやっていきたいということでもあります。

15ページでございます。

6次産業化、直販等の販売力の強化でございます。

①は、ファンド法ができ上がりましたので、JAグループとしてもサブファンド、JA6次化ファンドということで、5年間で100億円のファンドを組成するということを組織決定しております。今、案件の掘り起しをやっておりまして、第1号案件が11月上旬にも決定される予定になっておりますJA市川と三井不動産、野菜工場、そういったところが連携した取組というのが第1号案件になる予定でございます。

②は、加工業務用対応の拡大ということで、素材だけではなくて、加工業務用への対応ということで、特に2つ目の矢印で、カット野菜、業務用野菜などの取扱いを全農では3年間で3割拡大するという目標を掲げております。

3つ目の矢印は、米も玄米、精米、そして炊飯という形で、さらに加工、業務用対応をしていくということで、炊飯事業にも拡大をしている最中でございます。

③は、直売ということで、JAファーマーズ・マーケットというものが今、大変人気を得ております。約2,300カ所、年間売上高が2,700億円ということで、毎年売り上げが増えております。取扱商品の拡充、加工食品の拡充、そういうことを掲げながらやっておりますし、3つ目の矢印にありますように、漁協や森林組合との協同組合間連携をして、豊かな農村形成に寄与する店舗展開ということにも取り組んでおります。

④は、融資でございます。こういう農商工連携、地域活性化に向けた低利融資ということで、1,000億円の融資枠を新設して、取組を行っております。

(3)が、輸出の拡大でございます。これも今、全農グループの実績としては、日本の生鮮品の輸出額155億円のうち30億円ぐらいの実績ですが、輸出拡大できる和牛とか、そう

いった部門に着目して、輸出を拡大していこうとしています。一元的な輸出ビジネスモデルを今、構築しようということで、輸出においても産地間競争しているような実態がございますので、日本ブランドを一本化して、体制整備をしたいということで検討しております。

全農は今、海外に和牛のレストランを、香港に第1号店を出店しましたが、今、北米に第2号店を展開することで取組を強化しております。

17ページ以降が地域コミュニティ・共助の拠点としてのJAの機能発揮ということであります。

農業者の生活サポート、総合事業の展開ということでありますが、(1)の3つ目の矢印にありますように、先ほど地域くらし戦略というものを作るという3つの戦略の1つであります。支店における行動計画の策定・活動を通じて、地域活性化の取組を展開していく。

集落組織、青年・女性組織、高齢者の助け合い組織、各生産部会、消防団の取組など、様々ございます。消防団は、平均で言えばJA職員の11%が消防団員ということになります。

18ページの上に「支店の設置状況」を載せてございます。JAの数は703であります。支店の数を全部足しますと8,631支店。エリア別に見ると、国公立中学の1校当たり1支店という地域エリアの間隔に支店があるという平均的なイメージでございます。そういう支店を拠点に、様々な地域のコミュニティ、共助の拠点としての活動をしていこうとしております。

17ページの(2)は、地域包括ケアシステムということで、介護保険事業にも取り組んでおります。

最初の矢印の3行目にありますように、304JAが約300億円弱の介護保険事業を展開しております。

18ページの下に「JA版包括ケアシステムの展開」ということで、熊本県のJAかみましきの例を載せております。こういう形で住宅型有料老人ホーム、通所介護、訪問介護、配食センターなどを含めまして、トータルとしての包括ケアシステムの展開ということを目指しております。

17ページの一番下の矢印ですが、今、認知症も非常に問題になっておりますが、認知症サポーターになることも目指してございまして、JA職員は約20万人でございまして、約半分の11万人が認知症サポーターの資格を取得しております。

19ページが医療でございます。厚生連という病院を運営しております。全国で114病院、63診療所、病床数で約3万6,000ということでございます。

※にありますように、114病院のうち約40%が人口5万人未満の市町村、過疎地域に立地した病院でございます。秋田県では、厚生連病院の病床数が県下全体の4分の1、24%を占めるという中核的な地域の医療機関になっている例もございます。

(3) が食農教育、市民農園、都市・農村交流といった活動もやっております。市町村や教育委員会と連携して、出前授業といいますか、学校に行つて教育支援をやる。JAファーマーズ・マーケットを使った食農体験、農業体験、学校給食への地場産の農産物の提供という形で、様々な食農教育、都市・農村交流の取組を行っております。

19ページの(5)は、自然再生可能エネルギーの取組の拡大でございます。これもJAグループとして、小水力、太陽光、様々な資源を生かした再生可能エネルギーの取組ができないかということで、大会でも決議いたしましたし、プロジェクトチームを発足して、現在具体化に取り組んでいるところであります。

20ページの上に、今やっております全農の太陽光発電の事業を載せてございます。全農と三菱商事、三井リースが共同出資しまして、ソーラーエナジー合同会社というものを平成24年9月に設立いたしましたし、平成27年までに20万キロワットの再生エネルギーということで、今、80カ所、3万キロワットまで設備認定を受けて、取り組んでおります。こういった自然再生エネルギーにも取り組んでいきたいということでございます。

以上が私からの御説明でございまして、22ページ以降は関連した基礎的なJAグループに関する資料でございますので、参考資料として後でお目通しいただければ幸いです。

以上でございます。

それでは、成清理事長、お願いいたします。

○全国農業協同組合連合会(成清理事長) 全農の成清でございます。今日はこういう場を作っていただきまして、ありがとうございました。

それでは、使う資料を紹介します。「全農の事業概要」と「全農の事業概要(別冊)」という右上に「非公表」と書いてあるものと「全農レポート2013」の3つであります。この非公表と書いてあるのは、全農の事業を御理解いただくには必要な資料だと思って作りましたが、全農の個別の商品名なりが出ておりますので、こういう取扱いにしました。

それでは、早速説明に入りたいと思います。

まず「全農レポート2013」を取り出していきたいと思います。

このレポートは、ディスクロージャー誌として平成17年から全農で発刊しております、英訳も含めて2万4,000ほど発行しています。系統組織、お得意先などに配って、全農の事業内容あるいは考え方について、広く了解してもらうための資料です。

それでは、早速、50ページをお開きいただきたいと思います。「JAグループと全農について」というタイトルでまとめています。これも足早に説明をします。

先ほど全中のほうから説明がございましたが、JAグループを左側に同心円で書いております。一番左から回っていきますと、指導事業は全中の分担、経済事業はこれから説明する全農の分担。あと信用事業、共済事業、その他とあります。

経済事業を御覧いただくと、後ほど資料でまた詳しく説明しますが、それぞれ系統農協というのは、市町村段階、都道府県段階、全国段階とそれぞれ行政区ごとに組織があつて、

経済事業を御覧いただくと、全国段階が全農、県本部と下のほうに舌みたいに出ています。これが県農。その下にJA経済連というのがあります。経済事業の場合は、全農、経済連、単位農協となっております。経済連と合併した全農と組織統合したものが県本部と交渉するわけです。

全農プロフィールを御覧いただきますと、昭和47年3月30日となっております。それ以前はどうだったかという、この系統農協というのは昭和23年ごろ、単位農協、連合会はできています。その間、全国は全国経済農業協同組合連合会、全国販売農業協同組合連合会と2種類ありました。我々の用語で「購買」というのは、生産者に諸資材を提供する事業を購買、農産物を消費者に売る仕事を「販売」と称しております。2本あって、これを昭和47年3月に合併したということです。

52ページをお開きいただきますと、全農の組織図になっています。

左側に「総会」となっており、その下に「経営管理委員会」「理事会」とあります。全農は平成14年から、この経営管理委員会制度をとっております。理事会で代表権を持った運営になっています。上のほうに事業分野、管理部門があって、下に米、畜産、生産資材、生活とそれぞれ事業ごとに部があって、下に青ポチで青森から大分まであります。これはどういうことかというのは、後ほどまた説明します。

役員については、経営管理委員会の20名で構成されておまして、下から5人目の岡さん以下が員外、それから上が組織の方々ということになっています。

全農の機関は、総会を「総代会」と称しております。3月に計画、7月に決算の総会を2回開いております。総代数は235名、左のほうに書いてあります。JAが215名、残りの20というのは、先ほど前のページで紹介した各連合会が会員になっている、こういう組織です。

56ページをお開きいただきますと、財務情報についてまとめています。

平成24年度の損益計算書のところを御覧いただきますと、当期剰余金で107億。右側に平成24年度取扱高が4兆8,250億とあります。貸借対照表は割愛します。

58ページをお開きいただきますと、連結です。同様に御覧いただくと、連結ベースでいうと195億。後先になりましたが、事業分量としては6兆2,000というところです。

右側に子会社の一覧があり、115社、子法人が8という状況です。

早速ですが「全農の事業概要」のお取り出しをお願いします。

表紙をくっていただくと、1ページ上段に「1. 全農の事業実績」があります。棒グラフで部門ごとの内訳を書いています。

2012年を御覧いただくと、48,250というのは先ほどの数値と一致します。

内訳で御覧いただくと、一番下段が米、以上、園芸、畜産、営農・生産資材、これは肥料農薬などを言います。最後に燃料・生活となっています。これを御覧いただきますと、単体では2003年に59,445が48,250になっておりますけれども、途中で子会社に出したこともあって減っています。したがって、連結ベースを御覧いただきますと、68,762という2003

年の実績が62,144となります。

これを部門ごとに御覧いただくと、一番落ちているのが、一番下に表記している米事業であります。12,723が何と7,282と大きく落ちています。これは取扱実績の減もありますけれども、最大なのは価格です。それを今度、右側の破線の中でございますけれども、数量ベースの全農の取扱数量について、あるいは数量化できないものは金額について表記したものです。上段に購買品目として、配合飼料、化成肥料、農薬と書いておりますが、それぞれこういう取扱いになっております。

販売品目については、米、野菜、果実とこういう具合になっておりまして、米、野菜、青果物については約3割、牛肉、豚肉、鶏卵についてはこれぐらいの数字ということになっております。畜産物については相場が立っておりまして、そこで諸々のいろいろな流通があるということです。

その下の表「2. 経済事業に係るJAグループ全体の再編状況と本会の位置」と書いています。

まず、右側の「JA・県連・全農（3段階）」というところを御覧いただくと、先ほど全農レポートで紹介した、農協ができた当初は市町村にJAがあつて、県段階で県連、我々で言うと経済連というものがあつて、全国に全販連、全購連、今は全農というものがあつた。それを時代の変化の中でそれぞれ農協組織を再編しようではないかということで、経済事業については、まず全農との統合のところ、左側のところを御覧いただきますと、市町村段階のJAは残して、連合会である全農と経済連を統合しようということで、生産者が判断をして選択したのが一番左。

真ん中は、そうではなくて、県の経済連とJAが一つになって、1県で1JAを組成しようではないかと選択したものです。数をいいますと、全国47都道府県ございますが、連合会の統合を選択した県が35、1JAを選択した県が4、まだ旧来のスタイルで仕事をしようとするのが8となっています。

3ページ「3. 事業分野別 事業展開の考え方」ということで、概括を書いています。

全農の場合、先ほど言いましたようにいろいろな部門がございますが、大括りすると、米とか青果物などの耕種事業と、畜産の事業と、生活関連事業と3つに分かれます。

まず、耕種事業について申し上げますと、横に「全農グループ全体の総合力発揮による生産者の支援と国産農産物の消費者への提供」ということで、これを全農の目的にしております。真ん中に生産者を置いて、右側に消費者。生産者をフォローし、消費者に物を届けるということです。

全農の経営理念は、ここには表記しておりませんが、生産者と消費者を安心で結ぶ架け橋になるということです。

左側は「元気な産地づくり」ということ、右側は「安全・安心の国産農畜産物を届ける」という理念で仕事をしています。

どういうふうに関わるかといいますと、左側に「海外原料の調達」「生産資材の購買・



供給」、右側に「農産物の集荷・販売」「農産物の海外輸出」と事業の区分けを書いております。真ん中の海外原料の調達については割愛をしますが、生産資材の購買・供給というのは、破線の中に囲んでおります。肥料、農薬、資材、農機、燃料、建設と6つの事業で生産者をバックアップする、JAをバックアップするという体制です。

右側に、生産者が生産された農産物を「米穀農産事業」という分野と「園芸事業」という分野でカバーする。それぞれ子会社を展開するということです。

縦に緑に書いておりますのが、こういうことを目指して仕事をするということなんです。

販売のところ、農産物の輸出の下のところに矢印が幾つかふくそうしておりますけれども、これは現実の流通を反映したものでございます。

それから、それを全体カバーするのはどうか。先ほどの全中から報告があったTACなど、大手の生産者に対するフォローをする要因など、こういうものを営農販売企画というものを横断的にカバーするという体制です。

全農としては、技術について非常に重視をしております。この耕種分野においては、平塚に営農・技術センターというものを持っています。技術体系の確立なり、生産から販売までの一貫体系の取組などについて研究しているということなんです。

畜産事業の概要について、続けて申し上げます。

「グループシナジー発揮による畜産生産者の支援と国産畜産物・乳製品の消費者への提供」ということで、あえてここで「グループシナジー」と書いているのは、子会社を多く展開しているために、こういう表記をしています。

同様に横に御覧いただくと「海外原料調達」「飼料・資材等の製造・供給」「畜産物処理・出荷」「畜産物販売」「農産物海外輸出」ということになっておまして、この場合は、真ん中を御覧いただきますと、配合飼料の製造については全国に6飼料会社を設立し、全農で原料を調達し、配合飼料という製品を作って、供給をするという一貫体制をとっております。

単味飼料というのは、配合というのは幾つかの原料を混ぜ合わせて作るものですが、単味は単体です。大豆かすだとかを同様に供給するなどで、以下は省略します。

右側の畜産物処理・出荷について申し上げますと、畜産物の場合は青果物と違って、と畜をしたり、できたものを安全に保管、管理したりという前処理が要ります。そういうものを全農でも子会社で展開をしているということでもあります。

以下は割愛をします。

それぞれ先ほどの技術の関係で申し上げますと、下の飼料畜産中央研究所、家畜衛生研究所、ET研究所という研究所を持っております。えさの研究所については名前のおりえさの研究、家畜衛生研究所については疾病関係、ETというのは酪農の受精卵移植についての研究などをして、生産者をカバーするというところでございます。

最後になりますが、生活関連事業についてです。これは先ほどの事業分野のところでも紹介しましたがけれども、生活用品の提供、燃料の提供、大きく分ければその2つです。

「地域の元気づくりと暮らしへの貢献」という目標で仕事をしておりまして、この場合、先ほどの耕種と畜産の事業分野と異なるのは、御案内のとおり、地域には混住化が進んでおりまして、生産者だけ、組合員だけ、区分けして仕事ができないので、全体の地域というものを意識しながら仕事をすることになります。それぞれ店舗事業なり、ネット事業なり、ガスなり、環境なり、SSなりというところで、細かい説明は割愛しますが、全部の事業を組み合わせ、その地域の元気づくりと暮らしへの貢献をするということでございます。

それから、非公表の「全農の事業概要」を御覧いただきたいと思います。

表紙をくっていただきますと「基本戦略」として、3つここに掲げているとおりです。

肥飼料原料など生産諸資材の調達能力を充実するということ。

先ほども紹介しましたが、今後の農業を考える場合、技術の開発が不可欠です。それを全農みずからやろうということなのです。

それから、後ほど紹介しますが、消費者の消費行動が大きく変わっています。それに向けて業務・加工分野など、積極的に販売力を強めようと。そのことで生産者の手取りなりがアップする。

したがって、上記の実践により持続可能な農家経営と地域の元気づくりに貢献をするということなのです。

それでは、一つずついきます。

まず、肥飼料原料など生産諸資材の調達能力拡充についてです。

4 ページ、5 ページ、まず飼料について申し上げます。

これは世界地図をプロットしておりますけれども、全農の飼料原料の調達のメインは、アメリカの全農グレインとCGBと書いてあるところです。ニューオリンズのすぐ上がったところにエレベーターを持っておりまして、その上のほうにCGBという、これはある商社と合弁で作った集荷会社でございますけれども、30年を超える歴史があります。そこが圧倒的に、下の表を御覧いただきますと、アメリカから約280万トン輸入をしているところです。

以下、矢印の太さというのは、輸入の量と連動します。全農の場合、農業団体としてアメリカのCHSという農協、ACAというアルゼンチンの農協、オーストラリアのCBHという農協、それぞれ提携を強めておりまして、これらの農協はそれぞれ輸出農協ですので、我々の需要と合います。ということで、何にしろ、中国が米、トウモロコシ、小麦などの輸入を開始しましたが、そういう中で海外輸入の調達に全力を出す。そういう意味で生産者を支援するということです。

5 ページに移っていただいて、そうやって調達した原料をどこで加工しているかということでございますけれども、飼料事業の場合は、自前で全部工場を持っています。下のほうに「6社22工場体制」と書いてありますが、日本列島で各県にこういう分布をしています。右側が表です。

6 ページ、7 ページを御覧いただきますと、肥料についてです。

これも飼料同様の表にしておりますけれども、この場合は、海外山元との関係強化と輸入元の多元化による肥料原料の安定確保を図り、国内化成メーカーと連携する。なぜ化成メーカーと連携しているかという、飼料工場と違って、これは一般の化成メーカーで加工してもらっているということがあるので、連携ということになります。

系統のBB肥料工場、BBとは何かというと、バルクブレンドと称しまして、皆様御案内かと思いますが、肥料の三要素それぞれを粒にして混ぜるというやり方です。化成肥料というのは、それぞれをブレンドして一つのものにするというやり方で、肥料の組成が違います。

以下、それぞれどういう国からどういうものをどれだけ買っているかというのは、下の表を御覧いただければと思います。

系統BB肥料工場と化成肥料工場の展開ということで、右上を御覧いただきますと、単肥というのは、先ほど飼料で言いました単味飼料に当たるもので、リンなり、カリなり、窒素なり、それで流通しているものです。

複合肥料については、先ほど言った化成肥料が中心です。うちBBというものもございませぬ。

肥料の場合は、土壌改良材なり、培土なり、有機肥料なり、堆肥なりというものがございまして、全体で全部ぶっ込むと360万トンほどの流通になっています。

提携先のメーカーなり、BB肥料工場については、ここに記載のとおりです。

7ページは重複していますので、割愛します。

8ページ「3. 農薬」についてです。

農薬は、海外のシンジェンタだとか、御案内のモンサントとか、デュポンとかが大体8割ほど原体を開発しています。したがって、日本のマーケットは急速にシュリンクをしておりまして、かつて日本向けに発売していたものを引き上げるなり、製造を中止するものが続出しています。全農としては、下線を書いておりますが、本会から海外原体メーカー新剤の共同開発を働きかけたり、販売中止予定の銘柄を買い取るなど我が国において効能の確認された農薬の生産維持に取り組むということで、取り組んでおるところです。

一つずつの農薬名の説明は割愛しますが、日本の農業の最大の敵は何かというと、アメリカでも、中国でもどこでもなく、雑草とか害虫です。したがって、雑草対策と害虫対策をどうするかというのは不可欠です。

そこで、まず水稻農薬について申し上げますと、だんだん植物は抵抗性がついてきます。したがって、それに対してそれぞれMY-100なり、AVH-301になる抵抗性のある雑草対策の農薬も開発しています。

園芸農薬の一番下に「スプラサイド」というものがあります。これが先ほど言いましたシンジェンタという会社が持っていたカイガラムシ防除用剤ですけれども、これは発売を停止しましたので、全農は変えました。これは特に柑橘、芽などにも含めて、それには不可欠な剤ですので、日本では必要です。

次に、営農関連新技術の開発研究の充実ということです。

10ページ「1. 省力・低コスト・生産性向上のための資材・技術の開発」ということで、これは先ほど全中の資料にもございましたので、一個一個は割愛します。

まず、低コスト・省力化技術の乾田不耕起直播栽培ということを少し紹介すると、文字どおり、乾いたところに耕起をしないで直接播くというやり方です。これはアメリカなり、オーストラリアの広大なところでほとんどこれになっています。アメリカ、オーストラリアは表土流失の問題もあるので、今年播いた苗と苗の間にまた次の年播くというやり方をしています。だから、日本もこれからコストを下げるときには、こういうことをやります。ただし、水田ですので、水をはったときの効率と乾田の効率というのは慎重な比較が要ります。

そこで上に、鉄コーティング湛水直播というのは、もみを播くと浮いたりします。したがって、それに鉄をコーティングして沈めるという技術です。

その下のFOEASは、独法の農研機構というところ、ここは非常にいい研究をしているところですけども、普通、湿田の水を抜くというのはありますが、その水を抜くという技術にプラスして、抜いたり、入れたりという簡単な装置でつくられたものがあります。これは是非水田の高度利用には活用できると思っています。

それから、低コスト資材については、全農の施設ですので、それぞれ名のとおりのものでございますので、説明は割愛します。

11ページ、12ページをお開きいただきますと、農機の低コスト化について少し紹介します。生産コストに占める農機代というのは非常に多くあります。したがって、先ほど全中の資料にもございましたが、新規就農をするときなど、農機をどうするかということが大きな課題になります。したがって、全農としては、レンタルだとか、我々は農機工場を持っていないので、農機メーカーに対して独自の型式を提案するとか、諸々の提案をして、コスト低減に努めているところです。

12ページ、畜産について申し上げます。

「ア. 生産性を向上させる商品・技術」というところですが、これも一つずつは割愛をします。豚について、全農が北海道に種豚場を持っておりますので紹介しますと、多産系の雌系ハイコープ豚というので、平均20頭ぐらい母豚で生産します。これを27頭ぐらいにふやそうとして、今、研究しています。

それから、牛について、先ほど紹介しましたETセンターでやっていますが、受精卵をチルド状態で輸送する。そのときの着床率を上げる技術を開発しております、こういう生産者にとっては大きな成果でございますが、そういう取組をしているということです。

高溶解性初乳代用乳というのは、赤ちゃんが生まれたときに最初に飲ませるものです。これは免疫グロブリンというものがあって、人間もそうですけれども、お母さんからいろいろな免疫を移行します。これがないと子牛なり子豚は死ぬので、こういうものを人工的に作って、そんなことでございます。

右の「イ．生産コスト低減に向けた現場サポート」です。

鶏でいうと卵殻の強化飼料というもの、当たり前ですけども、卵は割れたら商品にならないので、こういうものも貴重なものです。

それから、実需者向け販売の拡大関連です。時間も迫っていますので、少し早口で申し上げます。

まず、米について申し上げます。

生産の状況です。グリーンと青と赤は、生産と消費のバランスを見たものです。上から順番に、生産量が勝っているもの、消費量が上回っているもの、バランスをとるところでございませう。米については、何といたっても関東、東北、北海道になります。

流通のところを御覧いただきますと、流通業者が数多く存在し、上位5社、時々新聞などでも出ますが、全農も入れて、主な各社を入れても、なんと3割しかありません。米というのは、御案内のように保管がきくということもあって、かねてから参入される業者が多いという状況にあります。

右のほうの消費ですが、これは円グラフを2つ用意しています。まず、全体のどういうところで消費されているかということ、家計消費はなんと半分です。中食・外食で4割を消費する。家計消費の中でどういうところから調達をするか、買っているかということ、スーパーで半分以下、生協などです。最近、特にインターネット、ドラッグストアなどが増えています。

次に、米の総重量の推移です。これもいちいち説明することはございませうが、特に我々も驚いたのは、23年、24年、25年の落ち込みです。

最後に、国の制度による米取扱上の全農の位置付けの変遷ということですが。

平成15年まで、改正食糧法ができるまでは、全農は自主流通法人、それ以前も何とか法人として、登録卸業者と政府との販売に限定をされていた。何を言っているかということ、小売はできなかったわけですが。平成16年度の改正食糧法でできるようになりました。一般に業者になったということですが。

それぞれ数字の置き所が違いますが、時間もないので、こちら側については割愛します。

次に、販売戦略について、今の課題認識に沿って、それぞれ家計向け、加工用向け、玄米の取扱の維持・拡大に向け、こういうことを取り組むということでまとめておりますので、説明は割愛します。

16ページは、青果物についてです。

同様に、生産、流通、消費のところを整理します。

まず、生産については、多様な作物品種があちこちであります。地域の気候に応じた作り分けがなされている。特に果実では顕著です。御案内のとおり、みかんは西、りんごは北というふうに分かれています。

野菜においては、国の制度、野菜生産出荷安定法というものがあって、全国的に計画的な需給調整がなされるということで、キャベツなど14品目、これはそれぞれ産地の手上げ

方式で登録されます。

それから、流通について、卸売市場が全国配置されてきました。現在でも、中央卸売市場が72カ所、地方卸売市場が1,159カ所ということです。これは、これだけ狭い日本列島の中で人口が急激に増える、その中で青果物の生産は別にして、流通をどうするかということで、当時の政府で考えられたことだろうと思いますが、したがって、生産者は卸売市場に出荷をすることが、言ってみれば販売というふうに長いこと考えていたことはあります。

③については、直近は少し状況が変わってきているということです。

④については、全農の場合は、昭和43年、したがって全販連の時代ですね。市場というのは競りが立ちますが、競り無しで、相対でやろうというふうにして、相対で生産者の手取りを安定させようということを目的に、青果センターなるものを作って、現在、東京に2カ所、大阪に1カ所です。

消費については、米同様、似たような状況になっております。詳しい説明は割愛をします。

野菜の総需要量も、米ほどではございませんが、やはり減っております。

問題は、加工・業務用野菜に占める輸入の割合です。大体、現在では3割ほど。これは加工・業務用のいろいろな需要に国内の生産が対応できなかったという面もあるかと思っています。

17ページ、販売戦略については、米同様、それぞれの流通、課題に応じて、市場販売なり、直販なり、加工・業務用の販売強化ということでございます。キューピーさんとの取組も、この加工・業務用のまずは第一弾ということです。

最後になりますが、輸出事業について申し上げます。

輸出実績については、全農は30億円。たった30億円かという印象でしょうが、全国でも155億円しかありません。4,000億円と言われる中で、生鮮品はこれだけしかないということです。

輸出の内訳については、割愛をします。

次の品目も割愛をします。

次に、輸出拡大に向けた戦略について、課題のところについて、少し御紹介をします。

まず、課題について申し上げますと、各国の輸入規制について一覧表にしました。中国からカナダまで、この◎と○と△と×は何かというと、まず◎は植物検疫証明書なしで輸出が可能というものです。

○は、日本で検査を受けて、植物検疫証明書を添付すれば輸出が可能。

△は、輸出前に相手国の輸入許可書の取得が必要ということで、今は止まっていますが、中国の米はかつてこうでした。

×は、相手国が輸出を原則禁止というものです。

我が国にはいろいろなことを言っているようですが、くだんのアメリカもこの状況です。したがって、全農としては、香港、シンガポール、カナダ、まずはこの香港、シンガポー

ルが一番の輸出対象国、次はタイです。

ただし、面白いのは、アメリカの場合、牛肉は◎になっています。これはいろいろと食肉センターで事前検査の厳しい条件がありますけれども、福島の牛肉は何の抵抗もなく買います。アメリカの国の不思議なところですよ。

それから、輸送形態とコストについて申し上げます。

輸送形態について言うと、米については、俗に言うドライコンテナで運びます。成果物の中でもりんご、梨、根菜類については冷蔵コンテナ、桃なり日持ちのしないものは航空便とあらかた現在の流通はこうなっています。

牛肉は、航空便で輸出をしています。これはそれなりの値段が取れるということもあります。

輸送に係るコストについて簡単に整理をしました。

航空便については、香港、シンガポール2国に書いてありますが、キロあたり600円、800円かかります。下に参考で、それがどんなウエートを占めるかということを書いています。

船便について、それぞれドライとリーファ、香港、シンガポール別にまとめています。どう読むかということ、過剰運賃が500円、諸経費が8万、香港のドライ20フィートですと13万となります。それぞれをその単位で割り返すとこれぐらいの数値になるということです。

21ページの（ウ）供給サイドからの発想の転換と書いています。

やはり、先ほど全中の富士専務も申し上げていましたが、海外の輸出についても産地間競争が持ち込まれている気配があります。したがって、やはり通常のマーケティングの基本である相手先国のニーズをよく調べ上げて、それにどう提供するかというものが要ると考えています。

対応の考え方は、そこら辺のことを書いています。

牛肉について、ウのところでございますが、香港に焼肉のレストラン「純（びゅあ）」という、国内でも大手町と神田と品川に持っていますが、それを香港で作ったということですね。今度、アメリカが先ほど申し上げましたように、100%開いていますので、アメリカでもレストラン展開をしようかと思っているところでございます。

以上が概括説明です。

それから、恐縮ですが、また「全農リポート2013」をお取り出しいただきたいと思えます。

見開きの4ページ、5ページを開けていただきますと、ここにまず巻頭言として、それぞれの年々の考え方なりをきちんとお示しして、全農の事業のディスクロージャーに充てておるところです。

それから、これは全農の説明とは別ですけれども、先般、大潟村のあきたこまの生産者協会から出された資料で、全農の手数料が3,000円というくだりがございました。これは間違っておりますので、後ほど詳しい資料を事務局を通してお渡ししますので、また一つ取扱いをお願いします。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

大変御丁寧な御説明を頂戴したと思っております。

それでは、皆様から意見や御質問をお願いいたします。

渡邊専門委員、お願いいたします。

○渡邊専門委員 御説明ありがとうございました。

一つ一つの御説明は、確かそのとおりだろうと思うのですが、全体の姿として、今、日本の農業というか、農家の人たちが強い農業に向かって歩みを進めているかという、少し疑問というか、そうではないなという気がしていて、そのことを質問というよりは、感想として述べさせていただきます。

強い農業とは何かというと、やはり高く売るということと、安く作るということ、この2点だと思うのです。高く売るということについて、今日も6次化の御説明がありましたが、要は6次化でバリューチェーンのイノベーションで目指すところというのは、端的に言うと、1次の農家の人たちの取り分を増やしていきましようということが、一つの大きな目標になっていくのです。

ところが、いろいろ6次化の案件を拝見していると、組む相手のパーチェシングパワーのほうをはるかに大きくて、本当に6次化の案件で1次の人たちの取り分というのは増えていくのかというのは、非常に疑問に感じる案件があります。そこら辺のどうやってプレイスメントパワーを上げていって、高く売る力をつけていくのかということに関しては、正直言って、残念ながら、単位農協さんでは買う相手のパーチェシングパワーのほうが強過ぎて、個別撃破されているというのが現状だと思います。そういう点について、例えば専門農協を増やして、売る力を上げていくとか、そういう取組が必要ではないかと常々思っております。

2つ目は、安く作るという方向で、資材などでもっと安くする方法というのはあると思っています。例えばジェネリック農薬などに関しても、日本はジェネリック農薬に関する規制がものすごくきついと聞いています。要するに、原体の情報がメーカーから取りにくいとか、あるいは副資材まで含めて全部評価しなくてはいけないとか、いろいろな省庁の規制があって、認可をとるまでに時間がかかって、外国のメーカーにとって参入障壁となっている。

要するにJAさんがジェネリックをつくられるというのは、結局、農家が安い資材を買うというよりは、JAさんのそういういろいろな事業をやっている一部です。例えば今日の資料3の3ページ目などにある、肥料事業とか、農薬事業とか、御自身でやられている事業がむしろうまくいくことが大事であって、農家にとって安く提供するための農協かどうかということに関して、まだもっと働ける役割があるのではないかと考えています。

以上です。

○金丸座長 今のは、御質問ですか。



○渡邊専門委員 質問ではなくて、意見です。

○金丸座長 農協の皆様から何かございますか。

○全国農業協同組合連合会（成清理事長） 最後のほうの発言でちょっと気になったので申し上げます。

全農は、農家がなくなったら要らない組織だと思っています。したがって、この肥料事業にしても、飼料事業にしても、全農でできる最大のパフォーマンスで、価格も含めて、品質も含めて提供するということは変えていません。是非それは御理解をお願いします。

○渡邊専門委員 分かりました。

○金丸座長 それ以外に何かございますか。どうぞ。

○全国農業協同組合中央会（馬場参事） 済みません、先ほどの後段の話ですけれども、生産資材についてのいろいろな製造における規制というのは、確かに農薬もありますし、えさについてもあります。そういう面については、別途、規制改革のホットラインがありますね。そちらのほうにこちらのほうから提案をさせていただいています。そういう面では、生産資材に関わるいろいろな面での資材製造における規制、その部分は、直接口に入らないということもありますし、ジェネリックの取組も含めて、規制については緩和をお願いしたいという要望を提出いたしているところでもあります。

○金丸座長 本間専門委員、お願いいたします。

○本間専門委員 御説明ありがとうございました。

全中さんに3点ほどの質問と、全農さんに1点御質問させてください。

全中さんのほうですが、いろいろなところで質問をしたり、農水省にも問い合わせしたりしているところなので、またその話かということになるかもしれませんが、正組合員の組合員資格をどのようにチェックされているのか。現在、正組合員は253万戸の農家に対して467万人というのは、どうも私の頭の中で整理できていないので、その点について、組合員資格をどのような形で確認、あるいはどういう頻度で確認されているのかということが第1点。

准組合員が513万人で、正組合員に対してはるかに凌駕している。農協自体は、私は職能組合だと思っているのですが、准組合員のふえ方、資料にも応援団という位置付けで、仲間を増やす等々の取組で、むしろ増やすという方針で取り組んでおられるというのは理解しているつもりですけれども、職能組合としての農協と准組合員の増大。しかも、彼らは経営の決定権といいますか、議決権はないわけです。そういう中で議決権のない利用者が、言わば農協のメジャーなユーザーになっているという事態をどう捉えているのかということが第2点です。

3点目は、全中さんの資料の30ページにあります営農指導についてお伺いしたいです。営農指導の「指導」というところが非常に解釈しにくいところです。上に囲みで3つの○がありますけれども、1番と3番というのは、むしろ農水省の政策遂行に協力しているという役割ではないかと思います。2番は、営農指導というよりも、正に農協自体の経営だ

と理解しているので、どうも「指導」というのが、どういうふうな取組をされているのが、これだけではちょっと見えない気がするのです。

営農指導というと、通常は経営コンサルティングのようなことをイメージするし、実際、農協の関係者に聞きますと、営農指導というのは農協の中で一番力を入れている仕事なのだというふうに言われるのですが、経営コンサルティング的なところの取組というのはどうされているのか。これが第3点です。

それから、全農さんには、これはちょっと数字的に難しいのかもしれませんが、単協の経済事業の中で、それが全農まで届いている、要するに系統の利用率といいますか、単協の経済事業の中で、どういう捉え方をするのか難しいのですけれども、大ざっぱで結構なのですが、全農まで通して物を売っている、あるいは全農を通して物を買っているという単協の事業の割合というのが、数というよりも、額であればもっと望ましいのですけれども、そのあたりがお分かりでしたら、教えていただければと思います。

以上です。

○金丸座長 それでは、全中の皆様からお願いいたします。

○全国農業協同組合中央会（馬場参事） 全中参事の馬場です。御紹介がおくれました。

まず、正組合員資格というか、センサス上の農家の定義と数が大分違うのではないかという御指摘は、大分前からこちらのほうでも議論があったところであろうかと思えます。センサス上の農家というのは、10アール以上というのが定義としてなっているかと思えます。我々の場合、定款自治であるわけですが、組合員はそれぞれ農協の実態に応じて違うのですが、実際は10アール以下であっても、一定の農業に従事しているということをもって農家と定義し、正組合員という定款自治の世界でやっております。それは法律上で言えば、正組合員という資格に位置付けられるかと思えます。

450万を超えるということとギャップがあるという話ですが、確かに正組合員の中でも複数加入とか、長男坊が入ったり、奥さんが入ったりということも我々は取り組んでまいりましたし、そういう面では、そういうことで数としては違うというのが現実かと思えます。

なお、監督指針のほうでも、1年に1回、組合員資格を定期的に確認して、満たさない場合には手続を行うということを規定しております、それについても調査をやったりしております。実際のところは、全中でやるというよりも、ここのところ行政庁でそのことは報告するという事になっているかと思えます。

それから、根本的なお話で、准組合員のほうが数が増えているのではないかと。数自体は、確かに正組合員の数よりも合計値で見ると全国でも准組合員のほうが多いというのは実態であります。

ただ、それはそれぞれの個々の農協の実態というのがまた違うわけでありまして、正組合員が大宗を占めるところ、准組合員がもっと多いところというのはあるかと思えます。例えば北海道は本当に専業農家ばかりのところではありますが、実は准組合員の数で言えば

8割とか、多いところでは9割というところもございます。正准の比率が1対9とか2対8というところも多いです。つまり、言わば農業を中心としながらも、その人の生活があるわけで、そこに必要な生活の支えをする。そこに地域の住民も、それこそ事業として、インフラとして加入、利用しているということを考えたときに、全体として准組合員が結果として多くなっている。それは地域の役割として、そのことの結果だと思えます。正に農村と地域の社会の維持なりという観点から、准組合員というのは、関わりとして増えてきたのは現実だと思えますし、農協法ができたときからも、そのことは認めていたと思うところでもあります。

ただ、数の上では増えていますが、ただ、本間先生がおっしゃいましたけれども、メジャーなユーザーかという、数の上ではそうかもしれませんが、例えば信用共済事業でいうと、正と准の利用の割合から言うと、7割は正組合員のウエートだという実態もございます。出資の8割はもちろん正組合員ということでもあります。利用という協同組合組織の本質から見ると、農業者の組織という形で存立していると思えますし、それは事業の利用者のための組織という面から、とりわけ農業者の農業の生産性向上という観点から見ても、当然ながら正組合員が太宗を利用しているということでもあります。

先ほど言いましたように、地域の実態は様々でございますので、一括りになかなか語れないのですが、先生が御指摘のように、本質的に、職能組合なのか、地域協同組合なのかという議論は、過去からずっとありまして、それこそ数が上回ったということも我々は受けとめて、いずれにしても、我々の役割ということは、自分たちの自主的な組織として、組合員の意味も踏まえて、どうしていくのかということの議論はしてかからないといけないかと思っています。

それは先ほど専務も申しましたが、そうした検討は組合員なり、農協の意思を十分確認しながら進めていかなければいけないのですが、ただ、准組合員の意向は、議決権といいますか、共益権がないから無視しているかということとは決してなくて、理事の3分の1のところは准組合員になったり、員外の理事なり、外の方々のいろいろな御意見も含めて受け止めなければいかぬということで、そういうことになっていきますし、逆に言うと、3分の2は正組合員が運営をする。正に利用と運営が一体というところの根本は残しつつ、そうしたいろいろな方々の御意見、准組合員の御意見、当然でありますけれども、理事等に入ってもらったり、あるいは総代会にオブザーバーとして参加してもらったりという多様な形で意向を聞いておりますし、そのことはさらに進めて、もう一歩一段落進めていくということの検討をしようと考えています。

いずれにしても、我々自身の問題でありますので、そこは十分議論してかかりたいと思います。いずれにしても、農協の役割というところをしっかりと押さえてかかる。担い手対応なり、販売力強化なり、地域の役割という観点から、組織のあり様ということは、我々自らとして、時期等も含めて検討してまいりたいと思っております。

それから、指導の話でしたね。営農指導というところが様々になるわけでもありますけれども、

スタートのときから営農指導員という資格を持って設定しましたが、それは正に営農技術指導、収量の向上から始まって、コストの低減、さらには経営指導という、今の技術指導なりという面は、先ほどもありましたけれども、売れるものをどう作っていくのかという販売面からの指導ということも含めて、営農指導体制をとっているところでもあります。

逆に、いろいろな面で行政の役割が、行政自体が人的にも減ってきたということもあって、いろいろな面の事務的な役割とかというのは当然あります。それは組合員である農業者の事務代行みたいなことは、片方でどうしてもせざるを得ないというか、それが農協としての役割でして、それは指導かというとは違うかもしれませんが、いずれにしても、農業者の補完として、そういう面も当然ございます。

本間先生が御指摘のように、経営していく担い手の経営問題にきちんと刺さり込んでいかないと、それこそ担い手のサポートはできないぞという御指摘だと思いますけれども、その点は先ほど専務も申したように、いろいろな面でTACなり、専門指導という形で刺さり込んでいって、そこからいろいろな面でこちらからの事業提案、売れる作物をどう作るのか、あるいは融資、生産、省力化、低コストという観点から提案していく人材、これも営農指導の一環でありますので、そういう人材を強力に作っていくというのが今回御報告したところでございます。

もちろん、それは販売力を強化していくということでもありますので、全農、県本部、県段階とも連携して取り組んでいくし、また、農協の機能が十分でないという場合は、当然連合会がそれをサポートしていくという体制で臨むということに、徹底して担い手づくりといえますか、担い手の経営確立に向けた取組をさらに強化するというところで、御報告をしたところであります。

○全国農業協同組合連合会（成清理事長） 最後に私から。

なかなか難しいのですが、全農の事業概要の1ページ目のところにシェアを表記しています。粗々これが一つのメルクマールになろうかと思えます。

というのは、何が難しいかと言っていますと、例えば配合飼料で29%といえますのは、全国の流通量を分母に置いて計算していますが、そうすると、JAを通っているか、通っていないかとなると、特に畜産の場合は大型の企業化が進んでいまして、農協を通さなくて我が系統も流通、販売、供給するということがあります。化成肥料については、農協ルートが非常に多いということがあるし、かつまた生産者も農協を通さずに全国流通量の中には直接仕入れたりということもあるので、今の御質問により正確に答えられる品目について、今日は手持を持っておりませんので、後日、整理して、座長に御提示いたします。

○金丸座長 長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 2点ほどお伺いします。

まず1点目は事実関係で、米の販売手数料収入の農協の推移の数字は、今日いただいた資料の中にどこかございますか。

○全国農業協同組合中央会（富士専務理事） 今日お配りした資料の中にはないです。

○長谷川委員 それは、今、お手持はないですか。

○全国農業協同組合中央会（富士専務理事） ないです。農協といっても、違います。

○長谷川委員 全国農業協同連合会か中央会か私は存じませんが、販売手数料収入が当然あるわけですね。

○全国農業協同組合中央会（富士専務理事） 農協ごとにありますし、全農は全農であります。

○長谷川委員 全部の全体でどのぐらいになってきているのか。例えばここ10年ぐらいの推移はお分かりですか。

○全国農業協同組合中央会（富士専務理事） 販売手数料を定率で取っている時代が長かったのですが、そういう意味では、販売高が下がってくれば、手数料も減ります。

○長谷川委員 だから、その数字がどのぐらい減っているのかということが知りたいということですか。

○全国農業協同組合中央会（富士専務理事） 過去10年とか5年とかですか。

○長谷川委員 10年ぐらいですね。

○全国農業協同組合中央会（富士専務理事） では、後で整理をして、御提出するようにいたします。

○長谷川委員 それが1点。

2点目は、最近私も新聞の出身ですけれども、新聞、テレビの世界で減反廃止ということが非常に大きく報じられているのですが、これについて皆様方は、余り大きなむしろ旗の反対運動のようなことが起きていないわけですが、まず、どのように評価しているのかということをお聞きして、それから追加で聞きます。

○全国農業協同組合中央会（富士専務理事） マスコミの方々が「減反廃止」と言うのですが、悪いイメージを与えるために、意図的に言っているところがあるのかなと思っています。要するに、反を減らすという意味で、何も作っていないと。

そういう意味ではなくて、今の計画生産、生産調整というのは、米以外の作物、麦、大豆でありますとか、そういう畑作系の作物を作って自給率を上げるとか、今はえさ米とか米粉とか、同じ水稲系の転作作物で転作をやるという形でやっているのが実態です。だから、我々からすると、主食用の需要に合った米の計画生産というのが我々の実感なのです。今でいう生産調整の取組というのが、言葉表現で言えば、そういう実態です。

それで、生産調整については、過去も様々な変革をしてきて、民主党政権になる前の自民政権のころに、生産者、生産者団体主体の計画生産の取組という提起もあって、様々な変革をしてきたのです。前はやらないとペナルティーがあるとか、メリットがなくなるとか、様々な締め付けがありましたけれども、もうデメリットはありませんし、今はやったものとやらないものは選択が自由ですし、やった場合は米価が下落した場合の価格差補填の恩恵を受けますよと、そういう仕組みになっています。

転作がどんどん増えてきて、転作率3割ぐらいまでは、麦、大豆の生産振興をするという

意味で、麦、大豆中心にやってきたのです。ただ、この麦、大豆は畑作系の作物ですので、連作障害を起こします。だから、同じ田んぼですずっと大豆を作っていたらできませんので、そうするとブロックローテーションで回していくわけです。そうすると、ある程度の団地化された面積で集約化して、ブロックローテーションをやるということで取り組んできたわけですが、3割ぐらいまでは順調に拡大してきたのですが、ある程度そこが限界になってきたということで、3割、4割を超えるころから、えさ米とか米粉用とか、飼料用の作物で転作をやるという形に部分が増えてきております。

そういう意味で、生産者が取り組みやすいような主食用以外の作物の転換という形も暫時進んできているということでございます。そういう意味で、非常に生産者の受けとめは冷静でありますし、我々としても逐次見直しを進めながらやっていくということは、当然あると思っております。

○長谷川委員 では、ちょっと言い方を変えますけれども、今、農水省がやろうとしている生産数量の割り当てを5年後に廃止する。それとリンクした、民主党時代に入れた戸別所得補償をやめることによって、それが私の報道されている理解なのですけれども、それによって、米価が下がるということがあり得ると思いませんか。

○全国農業協同組合中央会（富士専務理事） 米価が下がることもあるし、上がることもあると思えます。

○長谷川委員 上がることもあるというわけですね。

言いかえると、私は減反という理解は、減反の本質は、要するに供給量を減らす。供給量を減らすのが減反なので、それをやめれば供給が増えるから、米価は下がると。これが減反なのだとは私は理解するのですけれども、今回報じられている新しい5年後をめどとした政策の転換は、そういう私が理解しているような減反ではないと理解してよろしいですか。

○全国農業協同組合中央会（富士専務理事） 御理解がどういうところにあるか、よく分かりませんが、主食用の需要量に見合った計画を生産していく。ただ、100%需要に見合った生産目標数量を配分して取り組んで、達成したとしても、豊作等の豊凶変動がありますね。それから、当初800万トンと見込んでいても、800万トンではなくて790万トンになったりする需要の減少がありますね。予測を上回るような減少とか、そういうところで需給のミスマッチは当然生じますね。

ところが、それを今までは政府米が回転備蓄の中で供給したり、買い入れをしたりということで調整が図られるということは、若干数量の場合はできます。そういうことで全体に今まで取り組んできた。これからの計画生産のあり様というのは、その数量目標をどういう位置付けで取り組んでいくかということの違いだと思います。

○金丸座長 滝委員、どうぞ。

○滝委員 農業の産業化、活性化ということで、感想的な意見なのですけれども、日本の米は非常に品質が高くて、この60年、70年の間で実は物すごい競争力のある貿易商品とい

いますか、輸出商品になり得たチャンスが何回かあったのではないかという思いがあるわけですか。

そういう中で、国内需給というか、価格を守るためなのか分かりませんが、団体のいろいろな利害もあったような気もするのですが、2回ぐらい3兆円近くをかけて、米を捨てたような時期もありましたね。そういう意味で、今の段階で減反も多少価格を上げることにつながっているのではないかと思うのです。輸出商品、重要貿易商品の生産という意味では、競争力のことを考えると、減反とか、米の調整というのは響いている。品質は全然負けていないし、今後もどんどん上げていけるであろう日本のポテンシャルを考えると、逆に生産性を上げて、少し遅まきですけども、米も輸出主産品になれるという気もしています。

そういう意味では、食糧の自給だけを考えた場合ですが、米等日本の農漁業産品が5兆円、10兆円という規模の輸出産品になって、国内のものと輸出しているものと足した数字が14兆円を超えていけば、いざというときの食料需要の中でも対応でき得るという考え方もあるのではないかと考えています。強い農業というか、米も強い輸出産品に過去にできたチャンスがあったと思うし、今後も頑張り次第によっては、可能性があるのではないかという思いの中で、減反などというのは早くやめたほうがいいということを私は感覚的に思っていました。そして、米を輸出産品にするというのは、今やそれがすごくとても大切なような気がしています。日本は、今すでに野菜は頑張っていますが、米も含めて、あらゆるものが強い農産品、輸出産品になれるという気がして、その方向で一緒に頑張る形ができればいいと思います。

そういう意味では、生産者にマーケットを常に身近に体験させることなども、生産者自身のやる気につながります。さらに、いわゆる農産品の輸出金額が単に大きくなること以外に、農業の将来のポテンシャルをおそらく若者が抱けるだろうことに大きい意味があると思います。そのために企業がやっても、あるいはそれぞれの農協がやってもいいのだと思うのです。そんな意味で直感的には、減反というような、価格を釣り上げるような形になることはどんどんやめていいのではないかというのは漠然と思っています。違っていましたら、御指摘いただければと思います。

○全国農業協同組合中央会（富士専務理事） 価格的に言えば、私は全中に入って35年ですが、米価というのは、私が入ったときより低くなっているぐらいで、30年間にわたって米価というのは下がってきています。そういう意味では、米の総生産高というのは5兆円ぐらいあったのが、今は3兆円とか2兆円とかということで、半分ぐらいの総生産高、売上高というのは減っているという状況です。

あと、輸出のところでは、御承知のとおり、いわゆるジャポニカ種という短粒種、日本米というのは、アジアの中でも台湾、韓国、中国の北東部、そういうところが主食として食べるということで、あとは長粒種です。そういう分布になっていて、アジア全体の米の需要量の中でも限られた国々、地域というところがあります。

これまで中国とか、台湾とか、いろいろなところに輸出を取り組んできた実績は全農のほうでもありますから、価格差の面とかで非常に難しい。それから、品質がどんどん中国などでも向上してきますから、品質格差というのはどんどん縮まっていくわけです。そうすると、最後残るのは価格差。主食ですが、贈答用としては一時売れるかもしれませんが、常に主食に代替する形で売れていくというのは極めて難しいかもしれません。

我々は、輸出を考える場合に、生鮮の素材で輸出するというのではなくて、これはEUも一緒ですけども、加工品にして付加価値を高めて輸出していく。つまり、日本の様々な技術、乳酸菌もありますし、麴だとか、発酵技術がありますね。それから、和食にして、煮たり、成型したりして、そういう付加価値を高めた形で輸出していくというのが日本の食の輸出戦略の基本に置くべきだと思います。そのほうが競争力はあると思います。

○金丸座長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 私の質問が最後の結論まで行っていないので、確認しておきたいのですが、報道ベースで知る限りは、要するに、今回生産目標数量の割り当てをやめて、戸別所得補償もやめていく。

しかし一方、先ほど来お話しのエサ用の米とか、米粉というものに対する補助金はやめないと。むしろ強化していくというように理解しているわけですが、そうだとすると、米価は下がることはないかと理解していいですか。

○全国農業協同組合中央会（富士専務理事） 下がることもあれば、上がることもあるかもしれないということです。

○長谷川委員 生産数量割り当てをやめても、そのものはもともともう既に自主的にやるようになっている世界があつて、かつ今回は、エサの部分などについての補助金はやめると一言も言っていないのだし、むしろ強化するというのであれば、主食用の米からエサ用の米を作ったほうが、むしろ主食が余った場合、エサ用の米を作ったほうが補助金がたくさんもらえるという政策であるとすれば、それだったら米はやめて、エサを作るかという話になり、したがって、米の部分の供給は減るので、全体として米は価格が下がるということは起きないですよ。

○金丸座長 私が答えるのもあれですが、要するに下がるとは限らないということですね。

○長谷川委員 私はむしろ、下がることは限らないどころか、この政策の方向は上がる方向だと理解するのですけれども。

○全国農業協同組合中央会（馬場参事） 米は、先ほどありましたように、右肩下がりで主食用需要はどんどん減っているという現実。その上に、片方で米は1年1作で豊凶変動は必ず起きるという状況。それで需要と供給のミスマッチが起きたり、起きなかったり、逆に過剰が発生したりという状態は、当然のごとしであるわけでありませう。

このことがこれまでも主食用の減少とともに、過剰感があつて、右肩下がりでずっときているというのが今の現実ですが、その価格の動向については、豊凶という需給のミスマッチというのは必ずついて回ると思っています。



○長谷川委員 では、私はこういうふうに関心しますが、需要が減るのは消費者サイドの話なのですが、供給サイドは政策によってコントロールできると。しかし、今回の政策は、供給サイドを増やしていくという方向ではなくて、むしろ需要サイドが減ってくることにあわせて、連動させて、供給サイドの主食の米をえさに誘導していく。そういう政策だと理解していいですか。

○全国農業協同組合中央会（富士専務理事） それはそうです。前からそうです。

○長谷川委員 よく分かりました。

○金丸座長 お待たせしていたので、松本専門委員。

○松本専門委員 済みません、簡単な質問です。

穀物飼料を輸入されていますけれども、アメリカのグレインとか、海外のグレインは基本的にGMですか、ノンGMですか。

○全国農業協同組合連合会（成清理事長） ほとんどGMです。

○松本専門委員 ということは、遺伝子組み換えの穀物飼料を日本国内の畜産飼料として。

○全国農業協同組合連合会（成清理事長） それは国が一定の基準を設けていまして、こういう遺伝子組み換えはだめという基準があるのです。その許された範囲のものは輸入されています。

○松本専門委員 ということは、日本の畜産物というのは、遺伝子組み換えのえさを食べているということになりますので、そこについてのリスクというのは、国が負っているということですか。

○全国農業協同組合連合会（成清理事長） 国が負っているというよりも、いろいろな知見の中でこれがオーケーだという理解があって、了解だと思います。

それと、産地が圧倒的に9割近くGMなのです。したがって、それを分別して、どうしても分別をしてもらいたいというところは、全農として圃場も確認をして、そういう流通はしています。

○松本専門委員 例えばオーストラリアの牛などが、どちらかというと、そんなに穀物飼料の摂食が、例えば遺伝子組み換えの摂食をせずに牛を育てたりとかした場合に、安全性の部分で、日本の牛に対するネガティブイメージのほうが強くなるような可能性だってあるような感じがしたのです。

○全国農業協同組合連合会（成清理事長） だから「遺伝子組み換え」という言葉、放射能ではないですけども、遺伝子組み換えはだめなものだという認識があると、そうなのでしょうね。

○松本専門委員 そうですね。

では、消費者がそういうふうになったら、そういうふうに関心する農産物、畜産物が急に売れなくなってしまう可能性もあり得るということですね。

○全国農業協同組合連合会（成清理事長） それはどうでしょうね。わざわざそういうことはないですね。

だから、そういう一定の家畜を経由して、人間が口にしても、遺伝子の悪影響について因果関係はないというのが確認されたものについてオーケーになっています。現実には、間違っただけで国が認めていない遺伝子が混ざったものがあったことがあって、これは全部シブバックです。アメリカに返します。

○松本専門委員 分かりました。それはいいです。

消費者の立場からすると、そういうものを選択できるのか、できないのかというのが見ればいいので、ノンGMかGMかだけで。

○全国農業協同組合連合会（成清理事長） ただ、申し上げれば、消費者、消費者とよくおっしゃいますけれども、アメリカのトウモロコシがこれだけ生産量が増えているのは、各国が認める遺伝子組み換えの基準で作っているからです。これがもし作っていなかったら、今、トウモロコシは5ドル、4ドルですが、これが10ドルになります。そうすると、日本の畜産はそれで全滅です。

○松本専門委員 それは肉の値段が上がって、当然。

○全国農業協同組合連合会（成清理事長） 日本の畜産農家のコストがまず合いません。

○松本専門委員 それはコストだけの話を言えばですね。消費者の立場でもしそれを選択したくないということだって、当然選択肢としては必要になってくるということ。

○全国農業協同組合連合会（成清理事長） そうすると、アメリカの牛肉を輸入されればいいのです。そうすると、アメリカの牛肉がどういうものを食べているかということ、同じトウモロコシを食べていますから、もっと規制がないですよ。

○松本専門委員 それは今回全然議論のポイントではないので、私が言いたかったのは、GMなのか、ノンGMなのかということで、それが消費者に対しての情報提供の材料になっていないのだという事実を確認したかただけですので、とりあえずそれだけを答えていただければ結構です。

○全国農業協同組合連合会（成清理事長） そうすると、そこだけ捉えられると、今みたいに誤解が生ずるから、くどく申し上げています。

○松本専門委員 私は全然誤解はしておりませんので。

○全国農業協同組合連合会（成清理事長） そうですか。

○金丸座長 北村専門委員、お願いします。

○北村専門委員 どうしても私は単協の近場におるものですから、単協のことが非常に気になるわけですが、一つだけ御質問させていただきたいのです。

今回御説明いただきました活動方針みたいなもの、24年度で丸々1年たった中で、この取組は先ほど御説明がありましたが、地域というか、単協ごとにその取組を行っていくということが基本になっているということですが、全中の大きな役目として、単協の監査とか指導が大きな役目だと思いますけれども、実際にこういうたくさんの素晴らしい目標といいますか、活動内容が、実際に単協にどうやって伝わっていくのかというのは、農家サイドとしては余り見えないといいますか、分かりにくい点がございまして、そう

いうロードマップは実はないので、それぞれが取り組みやすいところを組み合わせばいいというようにも聞こえるのです。

やはり農家の本当の一番接点にある単協が、それなりの力を持って指導していただかないと、全体のレベルを上げるというところには、非常にすばらしい計画が底辺まで伝わっていかないということもちょっと思うわけなのです。

もう一つ、私個人的には、非常に進んでいた指導をなされて、農協は合併も含めて、ある程度安定したなと思っているのですけれども、ただ、逆に言えば、単協の独自性というのがかなり押え込まれているという気もしないわけではないのです。

というのは、実はいろいろなものを行っている単協というのは余り少ないので、野菜なら野菜が非常に強い農協とか、お米が非常に強い農協とか、日本海側に行けば、御存じのとおり、ほとんどが米作単作地帯みたいなところなんです。そういうところの農協というのは、実は非常に成績がよくて、非常に安定して、言ってみれば、理事会の決議事項などを見ていますと、東京のというか、皆さん方の指導のもとで定款の変更の業務というのは、理事会の半分ぐらいがそういう場面が多いという農協が非常に多いわけなのです。

そうしますと、簡単に言えば、一行政の中に同じような米を作っている農協が2つある。こんなものは不必要ではないかと。1個でも十分行けるのではないかという思いもあるのですけれども、合併はそれなりに推進されて、一段落したのかなと思いますが、再度そういうところで合併を促すような動きもあってもいいのではないかということ。それと、単協の独自性をどうやって御指導なさるのかということ。

もう一つは、小さなことなのですけれども、7ページの大口農家の資材の価格の優遇に以前から取り組んでおられるというのをお聞きしています。これは実際には、単協にどういう形で県連なり、単協に言って、実際の大口の需要農家に関して、数字的なものがあるのかないのか。それは単協なり、県段階に任せて、東京は知らないのかという単純な話なのですけれども、この2点ばかりに関して、御説明いただければ幸いです。

○金丸座長 よろしいでしょうか。

○全国農業協同組合中央会（馬場参事） 単協は700余ありますが、それこそいろいろな個性を持っているのも御指摘のとおりであります。北から南まで、しかも広域的に市町村をまたいで、あるいは県一本のJAというものも存在するほど、ある面、バラエティーに富んでいるわけであります。

ただ、その中で独自性を押え込んでいるのではないかという御指摘は、なかなか難しいお答えなのですけれども、いずれにしても、信用共済事業においては、他の業態と同じような規制と申しますか、同じようなバランスでやっていくというところの部分は、確かにあるとは思いますが、例えば先ほどの御指摘でありますけれども、どういう販売をしていくのか、どういう生産を提案していくのかと、これについては、正に独自性を持ちながら、かつ全農とか県本部との連携を強めながらやっていくかということになります。

いずれにしても、そういう面では、上からの指導というよりも、いろいろな面で今、い

ろいろないい事例、活動されているところ、PDCAをしっかりと回しながら、組合員の意向を踏まえながら、経営を堅実化しながら役割を果たしている、こういうJAのところをしっかりと押えて、それを自分のところでやりませんかというところで、農協単位にいわゆる経営指導という形で刺さり込んで、県中央会と一緒にやっていくというのが今の実態であります。

そういう面では、一律的な指導ということはなかなかできないので、県段階とも一緒になって、農協の中でそれぞれの個性をどうやって生かしていくのかという指導の体系で、今回の大会議案の中でもそういったことで経営基盤戦略をそれぞれで作っていかうというところで検討しております。

なお、行政をまたいだ農協がほとんどなのですけれども、北村専門委員のところは行政のほうが大きくなってしまっていて、2つのJAでやっているというのもあります。そこら辺の部分で農家の皆さんのところに不都合があるということがあれば、それこそ指導をしていかなければいかぬわけで、そういう面では、いろいろな個別の状況、小さな農協もまだありますので、そういうところも含めて、必要な合併、組合員のニーズに応えられる体制という意味で、合併の推進については一段落しているわけではなくて、引き続き取組を進めているところであります。

なお、ここにあります大口資材の価格優遇というのは、農協から聞いて、こういう取組をやっていますよというところの全中でやっている調査の中身で、具体的に幾らかというところまでは、この調査では押え切れていません。通常の一般農家に比べて、ロットが多いので値引きをしていますとかいうようなことをやっているJAという割合であります。

○金丸座長 浦野座長代理、お願いいたします。

○浦野座長代理 1つお伺いしたいのですけれども、渡邊専門委員が冒頭におっしゃったように、コスト削減というのは非常に大事な形ですね。これが個別農家あるいは農協、単協、全農とかという話ではなくて、農業界全体でのコスト削減ということを考えたときに、やはり小規模営農の退出と申しますか、あるいは担い手への集中と申しますか、そういったようなことが大きな流れとしては必要になってくると思うのですけれども、そういった大きな流れに対して、全中さん、全農さんとしてどう取り組むかというところが、少しこの全体の資料では分かりにくくて、個別の政策はよく分かるのですけれども、その全体の流れをどう考えるか。

その全体の流れを考えたときに、例えば小規模の方々も退出するにしても、農地を手放せないとか何とかという問題が起きる場合に、それをどう担い手に集中していくか、あるいは農協さんが法人に出資されて、まとめてそこでコスト削減してうまくやっていくとか、いろいろな方法があると思うのですけれども、理念として、小規模の方々の退出に対して、こう取り組んでいくのだといったような、そういう方針といったことを少しお聞かせ願いたいと思います。

○全国農業協同組合中央会（富士専務理事） ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、特に耕種農業においては、ある程度の農地の面的集積という規模がコスト削減の大きなポイントでありますから、そういう意味では、大きな規模の営農規模を実現していくというためには、集落営農組織であったり、法人だったり、個人だったり、その形態はありますが、そこに農地を集積して、それなりの規模でやっていくということは大事なポイントだということで、我々も推進しております。

我々が特に大事にしているのは、集落営農という言葉を言っておりますが、今はもう一つの集落だけではなく、複数集落で100ヘクタールぐらい一緒になって農事組合法人を作るという形態が現出しておりますが、その取組というのは2つあって、一つは、そのぐらいの規模でないと担い手を年間600万円、800万円の所得で安定して保証するという規模にならないということもありますし、あと、6次化ですね。餅を作って加工するだとか、米だけではなくて野菜を作って加工するだとか、そういう6次化、複合化を図っていく中で、複数集落を100ヘクタール単位でまとめたような農事組合法人でやっていく。

その中で2つ目の視点で大事なものは、暮らしていくということです。その地域で暮らしていく。暮らしと密接不可分でやっていくということが大事なので、その暮らしに着目して、リタイアした人たちが農作業を手伝うだとか、ファーマーズ・マーケットに出す野菜を少し作るとか、少量多品目のものを作るとか、そういう自分たちの役割分担を明確にした形で、その地域で暮らして生きていく。それをまた支えていく。そういう絵姿というのですかね。そういうものを我々としては方向感として持っていますし、そういう方向で今、取り組んでいるところです。

○浦野座長代理　そういう方向感の中では是非お願いしたいのは、例えば先ほどの全農レポートで連結の決算もありましたけれども、本当の連結というのは、農家の方々一軒一軒含めた連結ですね。ですから、本当に単協単位で全体のコストが、一軒一軒の方々も含めて、そこが本当に年々減っていくのだといったような政策を是非とっていただかないと、日本の農業というのは、やはり競争力はつかないと思うのです。

今、おっしゃられたことを含めて、本当に農家の一軒一軒まで含めた方々のコストを削減していくのだということで、是非御努力いただければと思います。

○全国農業協同組合連合会（成清理事長）　今、浦野座長代理からお話がありましたので、持続可能な農業経営とはどういうことかということについて、これは私の考えです。

キャッシュフローが回れば、農家は回るのです。初期投資を回収するということがありますから、ゆくゆくはBSをよくしなければいけない。そうなると、例えば米でいうと、御案内のとおり1作、秋にしかできない。米だけやっているのと、その1年間、仮に新規就農したときに一番分かりやすいですが、田植えから刈り取りまでのキャッシュをどうするか。そうすると、基本の形は複合経営だと思います。水稻なら水稻に、日銭を稼ぐ野菜だとかというのを組み合わせた経営体をどれだけ作るか。

そうすると、水稻というのは、御案内のとおり、水利の問題などがあるので、今、富士専務が言いましたように、どうしても水利を前提に地域を囲んで、その中に大規模化でき

るところは大規模化して、それと他の野菜だとか、他の換金作物と組み合わせて、そうなることややはり法人化あるいは集団化ということが今後の地域を元気にしつつ、日本の農業の生産を上げていくということのかぎのように思っています。その中にどうやって付加価値をつけて売るかということを考えれば、やはり加工だとかの分野にも踏み込んでいくということではないかと思っています。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、お時間が参りましたので、本日は以上とさせていただきます。

本日は、お忙しい中、ありがとうございます。

○全国農業協同組合中央会（富士専務理事） 今日は大変ありがとうございました。

こういう意味で、こういう意見交換をさせていただいたというのは非常にありがたいことなのですが、我々も自主的組織で、民間団体で、それぞれ自分たちの組合員・会員のニーズに応じて、日々努力しているわけですけれども、今後、規制改革会議のほうでまた様々ないろいろな分野について検討がされるということであれば、我々もいろいろな専門分野の人間もおりますし、是非当事者として意見交換、ディスカッションをさせていただきたいので、もしそういう項目が明確になったときには、またこういう機会を作っていただければと思います。

○金丸座長 本当にありがたいお話を頂戴したと思っております。

また是非、今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございました。